

農林金融

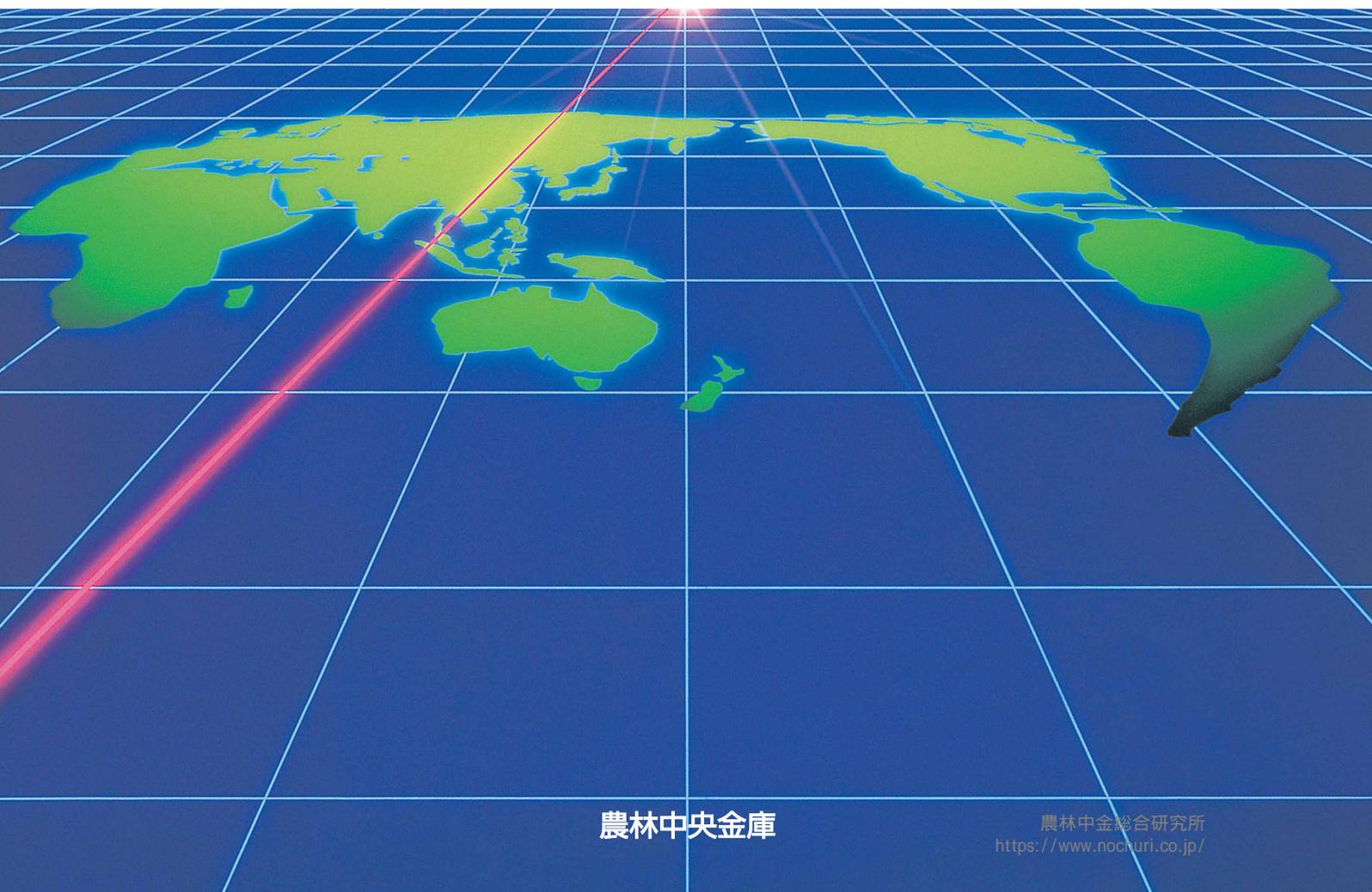
THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022 **9** SEPTEMBER

食料自給の今後を考える

● 農業生産構造の変化と食料自給力の課題

● 協同組合とその課税問題



バベルの塔と国際化

半年前の2月24日、世界は一変した。

29年前、農林中央金庫に奉職し、ことあるごとに「適地適作なコメは日本にとって特別」だの「平時の輸出を通じた自給力メンテが大事」だの言ってきたが、担当業務に関係ないのにそんなことを言って正直少し変わり者のように見られていた。「戦争は起きない」「食料の貿易が途絶えることはない」世界では無理からぬこと。自分だって、テレビの画面越しではあったが、上京した年にハンマーで壁を砕くベルリンの若者の姿を目撃してるじゃないか。そもそも小学5年生の社会科の授業で自給率の低さに驚き、これは何とかしないと、と強く心に刻んだのは、それがまだ冷戦中だったからなのかも……。

それが、である。戦争は起こってしまった。平成に入ってからからは多くの人は自分が生きているうちには起こらないと安心していただけ、その戦争が、今、目の前で進行中である。世界は安心な場所ではなくなった。食料安全保障にもっと必死になるべきだった。事が起こってからしたり顔で議論するネタではないのに、甘かった。

シンクタンクとして今からでもできることはある。この先どうなるのかを考え抜いて、備えの選択肢を提示することだ。

まだまだ考えが足りないが、低くない確率で、世界経済の再ブロック化を想定しておくべきかもしれない。そのなかで、農業の国際分業、世界の食農ビジネスがどうなっているかを想像し、わが国の食農セクターにとってよりよき方向を示す必要がある。

化成肥料や農薬への依存度も下げながら、生産量も上げていく。結局、技術のブレークスルーが必須だが、ある程度まではSDGsがきっかけとなった投資が味方してくれそうだ。生産基盤としての人や農地の低減傾向を反転させねばならず、制度面でも支えが要る。社会的コストを極力抑える組合せを探るのが社会科学系シンクタンクの当社の役割であろう。

「高価だが国産」と「安いから輸入」のバランスをどう取るか、接収リスクまで考慮に入れた海外投融資、途絶に備えたサプライチェーンの再最適化、など、すでに食農企業の経営陣を悩ませているであろう課題にも寄り添いたい。

神話の時代、バベルの塔を建てた人類は神の怒りに触れ異なる言葉を話すようになった。令和の時代、旅行・出張でかつてなく交流していた人類に神が怒ったかどうか分からないが、新型コロナで人々は自分の部屋に閉じ込められ交流を妨げられた。

2022年の侵攻は、言葉の違いを翻訳ソフトで克服し（第一次バベルの塔）、コロナを克服すべくWEB会議やSNSでつながった（第二次バベルの塔）ことに、今度こそ神は怒ってしまったからというわけではもちろんない。だが、「他国とは協調などできないのだ」という不信の種がまかれた。コロナよりもひどい伝染病だ。先の大戦の背景ともなったブロック化の誘惑にあらがい、第三次バベルの塔と呼ばせないようにしなければならない。

これまでよりももっと世界に友達やパートナーを求めなければならない。ブロック化への備えは備えとして、日本人は一層国際化する必要があるとそう思う。そして当社も。

(株) 農林中金総合研究所 常務執行役員 小畑秀樹・おばた ひでき

今月のテーマ

食料自給の今後を考える

今月の窓

バベルの塔と国際化

(株) 農林中金総合研究所 常務執行役員 小畑秀樹

農業生産構造の変化と食料自給力の課題

内田多喜生 — 2

協同組合とその課税問題

明田 作 — 21

談話室

多様性と包摂の社会実装

内閣府障害者政策委員会 委員長 石川 准 — 38

本棚

丸山康司・西城戸誠 編

『どうすればエネルギー転換はうまくいくのか』

藤田研二郎 — 40

統計資料 — 42

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農業生産構造の変化と食料自給力の課題

常務取締役 内田多喜生

〔要 旨〕

日本の農業生産構造は耕地面積減少のなか、個人経営体の減少と法人等団体経営体の増加、品目面では品目特化、大規模化等が進んできた。とくに、畜産部門でその傾向が強くみられる。農業構造のこうした変化は、食料消費構造の変化に対応したもので、日本農業は米・麦類部門等の大幅縮小にもかかわらず野菜、果樹部門は相対的に維持され、畜産部門は輸入飼料依存度を高め逆に生産を拡大させた。その結果、生産額自給率の低下は小幅にとどまる一方、カロリー自給率は大きく低下し、食料自給力も懸念される事態が生じている。耕地利用からみた食料自給率と食料自給力の維持・向上には、米消費拡大や耕畜連携、担い手の作付維持の前提となる圃場整備・水田汎用化等が必要となろう。また、輸入代替作物や工芸農作物振興、未利用資源の農的利用も課題となる。さらに、それらを包括的に取り組むため地域圏でのフードシステム構築など多様な手段をとる必要がある。

目 次

はじめに

1 日本の品目別にみた農業生産構造の変化

- (1) 経営体の減少と規模拡大が品目を問わず進む
- (2) 団体経営体の生産シェアは畜産部門で高い

2 農業生産構造の将来試算

3 食料自給率・食料自給力への影響

- (1) 耕種部門の縮小、畜産部門の拡大
- (2) 背景にある食料消費構造の変化
- (3) 変化に対応した日本農業とそれを支えた農協系統

(4) 生産構造の変化がもたらした課題

4 耕地利用からみた食料自給力とカロリー・生産額自給率の課題

- (1) 水田の活用とその基盤整備
- (2) 耕畜連携システムの構築
- (3) 輸入代替品目・工芸農作物・未利用資源の利用等

5 新たなフードシステムの構築

おわりに

はじめに

筆者は内田（2017）で農林業センサス等をもとに2005年から2015年にかけての日本の品目別農業生産構造の変化を分析した。ここでは1経営体当たり作付面積・飼養頭羽数等の拡大や組織経営体の生産シェア上昇を指摘するとともに、そうした情勢に対応し農協系統の経済事業・営農指導体制も変化していることを明らかにした。本稿では、内田（2017）と同様に最初に農林業センサスをもとに2015年から2020年にかけての日本の品目別農業生産構造の変化を個人経営体・団体経営体別に将来試算を交え分析する。そして、試算結果等を踏まえ現在に至る長期的な日本の農業生産構造の変化

を食料自給率・食料自給力の課題とも関連させて検討する。

1 日本の品目別にみた農業生産構造の変化

(1) 経営体の減少と規模拡大が品目を問わず進む

まず、2015年と2020年の品目別農業生産構造の変化をみてみたい。

第1表は、農水省「農林業センサス」（以下センサス）より、2015年、2020年の主要品目別に販売目的の作付（栽培）面積・飼養頭羽数・出荷羽数（以下作付面積等）をみたものである。経営体数をみると、果樹の施設栽培を除くすべての品目で減少している。2割以上経営体数が減少している品目も多

第1表 販売目的の品目別農業経営体数、作付(栽培)面積・飼養頭羽数・出荷羽数の推移

	経営体数 (千経営体)	作付面積等 (千ha、千頭、 10万羽)	1経営体当たり 作付面積等 (ha、頭、100羽)	20/15年増減率(%)		
				経営体数	作付面積等	1経営体当たり 作付面積等
稲	714	1,288	1.8	△25	△2	31
麦類	40	270	6.7	△18	2	25
工芸農作物	51	120	2.4	△10	△5	6
野菜	283	265	0.9	△26	△3	31
┆露地	232	236	1.0	△30	△2	40
┆施設	96	29	0.3	△14	△11	3
果樹	173	127	0.7	△22	△13	12
┆露地	167	123	0.7	△23	△13	13
┆施設	15	4	0.2	0.3	△2	△2
花き類・花木	43	24	0.5	△22	△14	10
┆露地	30	18	0.6	△22	△14	10
┆施設	22	6	0.3	△18	△15	3
乳用牛	14	1,322	96	△24	△6	24
肉用牛	40	2,258	56	△21	△1	25
豚	2.7	7,658	2,806	△26	△3	31
採卵鶏	3.0	1,742	579	△28	15	60
ブロイラー	1.6	5,562	3,476	△12	△9	3

資料 農林水産省「農林業センサス」

(注) 野菜、果樹、花き類・花木の経営体数は実経営体数。

く、露地野菜や採卵鶏など3割の前後の減少となっている品目もある。

一方、作付面積等をみると、麦類、採卵鶏のみ増加し、それ以外は減少している。また、1経営体当たりの作付面積等の数字は、果樹の施設栽培を除きいずれも増加し、多くの品目で15年から20年にかけて引き続き規模拡大が進んだことがうかがえる。

(2) 団体経営体の生産シェアは畜産部門で高い

2020年センサスでは、それまでの農業経営体における家族経営体と組織経営体の区分が個人経営体と団体経営体へ変更された。団体経営体は、2015年まで家族経営体に区分されていた法人化している家族経営体と法人を統合し、非法人と合わせたもので、

一方、個人経営体は非法人の家族経営体のみが区分された。

第2表は、個人経営体・団体経営体（組織経営体〔法人〔組織・家族〕、非法人〕）の経営体数、作付面積等をみたものである。基本的な傾向は2015年センサスにおける家族経営体と組織経営体の違いと同様で、ほとんどの品目で経営体数は個人経営体数が団体経営体を大きく上回るものの、1経営体当たりの規模は団体経営体がいずれも上回る。ただし、耕種部門と畜産部門では傾向が異なり、耕種部門ではほとんどの品目で経営体総数に占める団体経営体の割合は10%を下回る一方、畜産部門では肉用牛を除き10%を超え、採卵鶏、ブロイラーでは30%を上回り、豚では51%と過半を超える。

一方、生産シェアをみると、団体経営体

第2表 販売目的の個人・団体経営体別経営体数、作付面積等

	個人経営体			団体経営体			団体経営体数割合 (%)	団体経営体の生産シェア (%)	経営規模 (団体/個人) (倍)
	経営体数 (千経営体)	作付面積等 (千ha、千頭、10万羽)	1経営体当たり作付面積等 (ha、頭、100羽)	経営体数 (千経営体)	作付面積等 (千ha、千頭、10万羽)	1経営体当たり作付面積等 (ha、頭、100羽)			
稲	699	1,038	1.5	15	250	16.4	2	19	11
麦類	34	167	4.9	6.4	102	16.1	16	38	3
工芸農作物	49	101	2.1	2.5	19	7.8	5	16	4
野菜	272	220	0.8	10	45	4.3	4	17	5
露地	223	194	0.9	8.1	41	5.1	4	17	6
施設	91	25	0.3	4.7	3.6	0.8	5	12	3
果樹	170	119	0.7	2.9	7.7	2.7	2	6	4
露地	165	116	0.7	2.5	7.4	2.9	2	6	4
施設	14	3.4	0.2	0.7	0.3	0.4	4	8	2
花き類・花木	40	18	0.5	2.3	5.2	2.2	5	22	5
露地	28	14	0.5	1.4	4.3	3.1	5	24	6
施設	20	4.8	0.2	1.6	0.9	0.6	7	16	2
乳用牛	12	816	68	1.8	506	274	13	38	4
肉用牛	37	1,098	29	2.8	1,160	412	7	51	14
豚	1.3	921	685	1.4	6,737	4,864	51	88	7
採卵鶏	1.9	95	49	1.1	1,647	1,546	35	95	32
ブロイラー	1.1	1,597	1,449	0.5	3,965	7,961	31	71	5

資料 第1表に同じ

が10%を下回るのは果樹のみで、耕種部門でも、麦類のように4割近い品目がある。そして、畜産部門では最も低い乳用牛でも4割近く、ブロイラーは約7割、豚、採卵鶏では9割前後に上る。

経営体数でみると耕種部門中心に依然として個人経営体が多数を占めるが、生産ベースでみると、団体経営体のシェアが畜産部門の多くの品目で過半を超え、耕種部門でも多くの品目で10%を超えるようになった。これは集落営農など耕種部門での組織経営体の増加と施設園芸等での法人化、畜産部門での企業的経営の増加が影響しているとみられる。内田（2017）では、こうした法人等の経営体の生産シェアが2000年代に入って高まっていることを指摘した。2020年の団体経営体の生産シェアも、区分変更の影響もあるとみられるが、2015年の組織経営体の生産シェアを全部門で上回っている（第1図）。

このように農業生産構造の変化をみると、

耕種、畜産を問わずほとんどの品目で1経営体当たりの規模拡大が進むとともに、集落営農等の組織経営が多い稲作・麦類作や企業的経営の多い畜産部門で団体経営体への生産シフトがみられている。

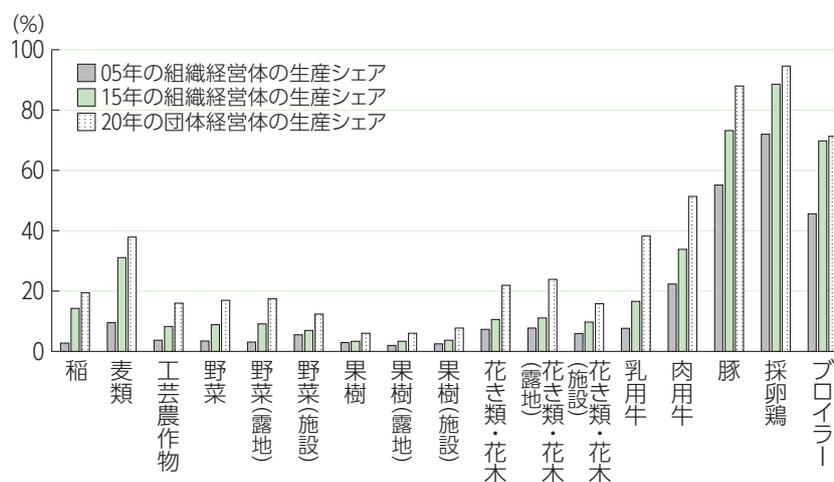
2 農業生産構造の将来試算

この傾向が進むと日本の農業生産構造は将来どのようなようになるのであろうか。ここでは、品目別に個人経営体と団体経営体に分け、それぞれの変化について将来試算を行ってみた。

2015年と2020年の品目別単一経営（農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体）、複合経営（同80%未満）経営体等の関係を示した相関表から将来の経営体数の試算を行った結果が第3表である。

同表より農業経営体数の増減をみると、経営体数は全体で2020年の107.6万から2035

第1図 品目別組織経営体・団体経営体の生産シェア



資料 第1表に同じ

第3表 主な品目別経営体数2035年試算値

(単位 千経営体、%)

	20年		35		増加率		35年 団体割合	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体		
単一経営	稲作	470	8.6	210	16	△55	85	7
	麦類作	1.1	0.4	0.5	0.7	△54	82	60
	雑穀・いも類・豆類	12	1.3	6.4	2.8	△48	111	30
	工芸農作物	19	0.7	9.3	1.2	△50	61	11
	露地野菜	65	1.8	34	3.4	△47	86	9
	施設野菜	39	1.9	25	3.6	△36	92	13
	果樹類	108	1.5	66	2.7	△39	78	4
	花き・花木	18	1.4	10	2.2	△47	55	19
	酪農	10	1.5	5.0	1.4	△49	△12	22
	肉用牛	20	1.6	11	2.3	△43	40	17
	養豚	1.1	1.3	0.4	2.1	△59	63	83
	養鶏	1.7	1.3	0.9	2.5	△51	91	75
	その他の畜産	0.9	0.5	0.6	0.6	△35	25	51
	複合経営(80%未満) 販売なし	172	7.5	78	13	△55	71	14
販売なし	92	5.5	43	13	△53	130	23	
合計	1,037	38	506	70	△51	82	12	

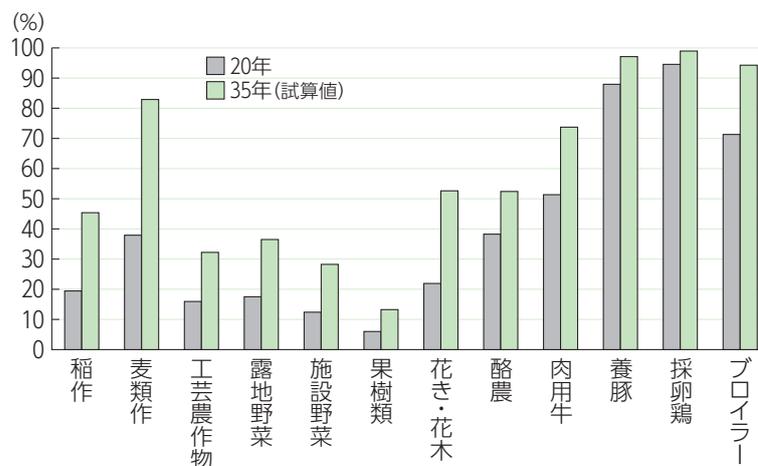
資料 第1表と同じ
(注) 試算方法は内田(2017)参照。

年には57.6万へとほぼ半減するという結果となった。耕種部門ではとくに稲作の個人経営体の減少が目立ち、2020年の47万から2035年には21万へと約26万経営体の減少となった。これは個人経営体数の減少のほぼ半分を占める。露地野菜、施設野菜、果樹類の個人経営体に関しても減少率は4～5割前後に上る。一方、団体経営体は2020年の3.8万から2035年には7.0万経営体へ大きく増加する結果となった。団体経営体の割合がもともと高い畜産分野ではその割合がさらに高まり養豚・養鶏に関しては8割前後になるという結果となった。ただし、全体としてみれば農業経営体総数に占める団体経営体の割合は約1割にとどまっており、依然として、数のうえでは個人経営

体が農業経営体の大宗を占めるという結果となった。

次に、2020年の個人経営体、団体経営体別の1経営体当たり作付面積等に経営体数変化率を乗じて、各品目の生産に占める団体経営体のシェアを試算した(第2図)。なお、実際は、複合経営における各品目の作

第2図 団体経営体の生産に占める割合(販売目的)



資料 第1表と同じ
(注) 20年時点の個人経営体、団体経営体の作付面積等に単一経営の個人・団体経営体数の変化率を乗じて試算。果樹類、花き・花木は施設・露地の合計値で試算。ブロイラー、採卵鶏については、養鶏の経営体数変化率を使用。

付面積等の変化も影響するはずであるがここでは考慮していない。同図からわかるように、全ての部門で団体経営体の割合が上昇するとみられる。品目別にみるとかなり格差がみられ、上昇幅がとくに大きいのは耕種部門のなかの稲作・麦類作と、花き・花木部門などである。また、豚、養鶏といった中小家畜は団体経営体が生産のほとんどを担うことが試算からは示唆される。

このように試算からは、現状の傾向が続けば日本の農業生産構造は経営体総数が大きく減少するなかで、団体経営体の生産シェアの上昇がさらに進むことが予想される。耕種、畜産別にみると、耕種部門の個人経営体数が稲作中心に大きく減少することが予想され、耕地の維持・保全・活用の面での課題が大きくなるとみられる。一方で、畜産部門では団体経営体による企業的な経営が主体となっていくことが予想される。

このことは効率性の面からはやむを得ない点もあるが、少数の担い手が農業生産に関わる傾向がますます強まり、多様な担い手による地域農業の維持、それに伴う農業生産基盤の保全や多面的機能の発揮等が難しくなることを意味する。さらにいえば、地域社会の持続性や潜在的な食料生産力、いわゆる食料自給力（農水省によると、食料自給力とは「我が国農林水産業が有する食

料の潜在生産能力」を表すもの）、にとっても課題となろう。

次に、ここまでみてきた日本の農業生産構造が、長期的にみてどのように推移し、食料自給率、食料自給力にどのような課題を生じさせているかについて、主に耕地利用の視点から考えてみたい。

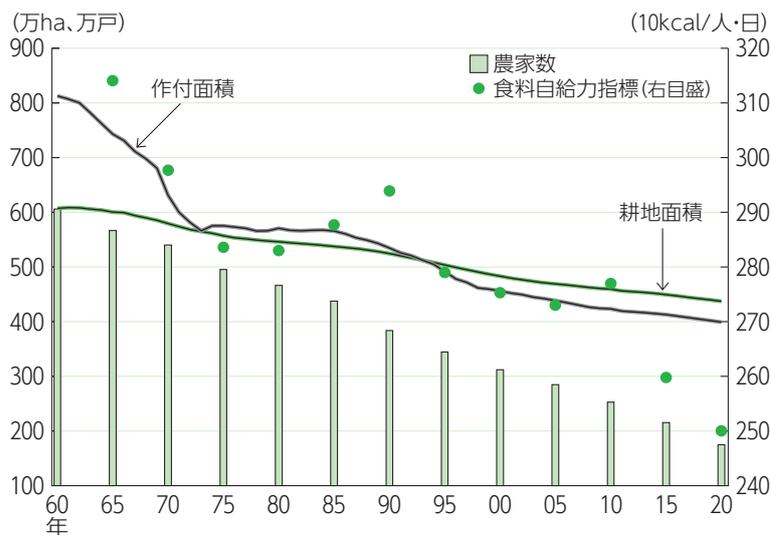
3 食料自給率・食料自給力への影響

(1) 耕種部門の縮小、畜産部門の拡大

上記のように現在の日本農業は、より少数の担い手により、特定の品目に特化して規模拡大を志向する傾向が強まっている。しかし、かつての日本の農業生産構造は大きく異なっていた。

第3図は1960年代以降の耕地・作付面積、

第3図 耕地面積・作付面積・農家数・食料自給力指標



資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」「農林業センサス」「令和2年度食料自給力指標について」

(注) 1 自給力指標は、いも類中心の作付け。2010年度以降は農産物において再生利用可能な荒廃農地においても作付けする場合。
2 農家数は1965年までは沖縄を含まない。90年以降の農家は新定義。面積は73年までは沖縄を含まない。

農家数の推移と、食料自給力指標をみたものである。1960年当時の日本農業は、約600万の農家が約600万haの耕地に延べ約800万haの作付けを行い、耕地利用率は130%を超えていた。それが2020年には、農家数は175万と約3分の1に減少し、約437万haの耕地に、法人等の経営体と合わせ延べ399万haの作付けを行い、耕地利用率は91%にまで低下した。この間、食料自給率指標も3,000kcalを超える水準から2,500kcalに低下している。農水省によれば「食料自給力指標」とは、「我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフルに活用することにより得られる食料の供給可能熱量を試算した指標」であり、農地面積・汎用水田面積等も構成要素であるため耕地減少とともに同指標も大きく低下している。

ここで第4表は、耕種部門について品目別作付面積を1960年とデータが連続している2016年と比較したものである。同表から1960年は水陸稲の作付面積が331万haで2016年の2倍以上、麦類は152万haで5倍以上あったことがわかる。また、豆類・工芸農作物（菜種、ごま、たばこ等）・桑の作付面積も合わせて126万haと2016年の約3倍あった。野菜の作付面積も1960年は2016年を6割程度上回る。1960年の日本の耕種農業は、米などの基幹作物のほかに多様な品目を作付して高い耕地利用率を実現する複合的な経営を行っていた

わけである。

次に畜産部門について1960年と2021年と比較したのが第5表である。耕種部門と異なり、1960年の肉牛、乳牛、豚、にわとり（2021年は採卵鶏、ブロイラー）の飼養頭羽数等は、2021年をいずれも下回る。一方で1960年の飼養農家数は2021年の飼養経営体に比べはるかに多い。肉牛、乳牛、豚、にわとりで延べ約700万戸に上り、これは総農家数を上回る。それが2021年には延べで約6.4万経営体、約100分の1にまで減少している。

第4表 農作物作付面積の変化

(単位 万ha)			
	1960年	2016	増減面積
合計	813	410	△403
水陸稲(子実用)	331	148	△183
麦類(子実用)	152	28	△124
かんしょ	33	4	△29
雑穀(乾燥子実)	14	6	△8
豆類(乾燥子実)	64	19	△45
野菜	81	52	△29
果樹	25	23	△3
工芸農作物	45	15	△30
桑	17
飼肥料作物	51	108	58
その他作物	...	8	...

資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(注) 1960年は沖縄を含まない。

第5表 飼養頭羽数・出荷羽数・飼養戸数

(単位 千頭、10万羽、千戸)				
		1960年	2021	増減数
飼養頭羽数・ 出荷羽数	肉牛	2,340	2,605	265
	乳牛	824	1,356	533
	豚	1,918	9,290	7,372
	1960年にわとり、2020年上段 採卵鶏・下段ブロイラー	718	1,809	-
			7,193	-
飼養戸数	肉牛	2,031	42	△1,989
	乳牛	410	14	△397
	豚	799	3.9	△795
	1960年にわとり、2020年上段 採卵鶏・下段ブロイラー	3,808	1.9	-
			2.2	-

資料 農林水産省「畜産統計」

(注) 1 1960年は沖縄を含まない。

2 2021年の採卵鶏は飼養1,000羽以上、ブロイラーは出荷3,000羽以上のみ。

3 1960年の肉牛は役肉用牛。

集計範囲に留意する必要があるが、1960年の畜産部門は、現在のように少数の経営体に生産が集中するのではなく、自家栽培の飼料自給などで、多くの農家が広汎に小規模な畜産を行っていたといえるであろう。

1960年の耕種と畜産部門の生産構造からは、当時の日本農業では、有畜での個別複合経営が多数を占める状態であったことがうかがえる。しかし、日本農業は、その後単作化、品目特化、規模拡大が進むなかで米・麦類・工芸農作物等の作付面積が大幅に減少する一方、畜産生産が拡大していった。ただし、後に見るように、畜産生産の拡大は主に海外飼料の輸入＝疑似的な農地の輸入によって支えられ、さらに、人口増加による転用圧力ともあいまって耕地は大幅に減少した。このことが食料自給率指標

低下の要因の一つとなったとみられる。

(2) 背景にある食料消費構造の変化

このような変化の背景には、第二次大戦後の農政の変遷や農産物輸入自由化など様々な要因があるとみられるが、最も根幹にあるのは経済成長等とともに進んだ食料消費構造の変化であろう。第6表は農水省(2022)より、1965年度と2020年度の一人当たり供給熱量を比較したものである。この間一人当たり供給熱量は2,459kcalから2,269kcalへ約1割の減少となっているが、国産の一人当たり供給熱量は1,799kcalから843kcalへと半減し、供給熱量ベースの総合食料自給率(以下カロリー自給率)も1965年度の73%が2020年度には37%とほぼ半分に低下した。

第6表 1人・1日当たり供給熱量・自給率等の変化

(単位 kcal、%、万人)

	供給熱量			うち国産(畜産物下段は輸入飼料を自給としてカウント)		
	1965年度	2020	増減	1965	2020	増減
米	1,090	475	△615	1,090	467	△623
畜産物	157	408	251	74	64	△10
				145	256	111
油脂類	159	349	190	52	11	△41
小麦	292	300	8	81	45	△36
砂糖類	196	177	△19	60	65	5
魚介類	99	83	△16	108	43	△65
野菜	74	67	△7	74	51	△23
大豆	55	77	22	23	16	△7
果実	39	65	26	34	20	△14
その他	298	268	△30	204	62	△142
合計	2,459	2,269	△190	1,799	843	△956
供給熱量ベース総合食料自給率	73	37	△36	/		
生産額ベース総合食料自給率	86	67	△19			
飼料自給率 日本人口	55 9,921	25 12,615	△30 2,694			

資料 農林水産省「食料需給表」「知ってる?日本の食料事情2022」、総務省「国勢調査」

これは周知のように食生活での肉類・乳製品・油脂類等の摂取量増加と米ばなれが急速に進んだ影響が大きい。とくに1965年度に供給熱量全体の約4割、1,090kcal（国産1,090kcal）を占めていた米は2020年度には20%、475kcal（国産467kcal）と半分以下に低下した。米と対照的なのが畜産物で、1965年度には供給熱量の6%、157kcalにすぎなかった畜産物は2020年度には18%、408kcalと約2.5倍になった。ここで輸入飼料を自給部分にカウントした国産の畜産物供給熱量は145kcalから256kcalへ増加する一方、カウントしない供給熱量は74kcalから64kcalに減少している。この間、飼料自給率は55%から25%へ低下しており、先にみた日本の畜産の生産拡大は輸入飼料に支えられたことが明らかである。また、油脂類も供給熱量がこの間2倍以上に増加しているが、逆に国産の供給熱量は5分の1に減っており、これには前述の工芸農作物の作付面積減少も影響していよう。そういったなか野菜、果実については国産の供給熱量は減少しているものの、米や油脂類、小麦に比べ減少率が小さいことも特徴である。

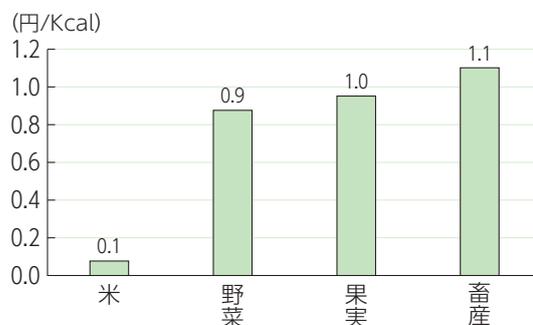
このようにカロリー自給率と国産により供給される一人当たり供給熱量が大きく低下する一方、この間の生産額ベースの総合食料自給率（以下生産額自給率）は1965年度86%が2020年度67%と、1965年度の8割程度の水準に維持されている。これは先の畜産の生産拡大と、野菜・果実の生産が、他の耕種作物に比べ相対的に維持されたことが寄与している。

(3) 変化に対応した日本農業とそれを支えた農協系統

ここで第4図は品目別に供給熱量当たりの農業産出額を試算したものである。主食である米1kcalに対応する産出額が0.1円に対し、野菜、果樹、畜産はその約10倍となっている。米消費が減少するなか、カロリー当たり単価が高いこれらの主要品目が米を代替すれば、生産額自給率の低下には一定の歯止めとなろう。そして、第5図は1965年と2020年の農業産出額と同事業年度の農協の販売事業取扱高を比較したものである。同図からは米の産出額のウエイトの低下を畜産、野菜、果実のウエイトの上昇が補うかたちになっていることがうかがえる。この供給側の変化は農協の販売取扱高においても同様である。

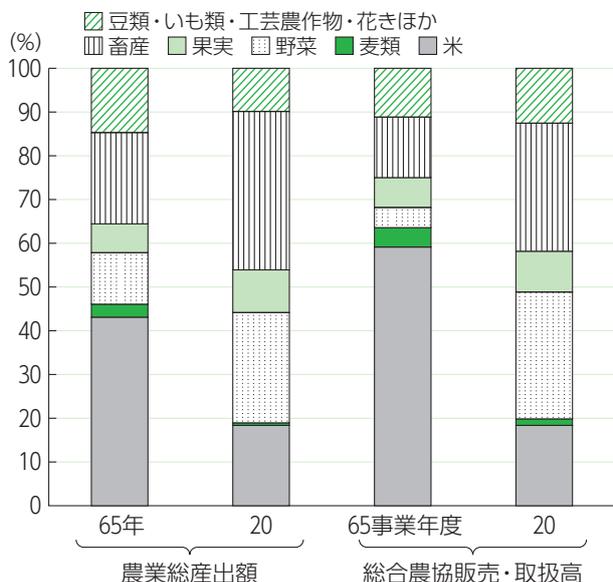
この間の農政動向や経済成長による消費構造の変化等に対応して、農協系統は、内田（2020）で指摘したように様々な対策を打ち出し、組織基盤である組合員への営農指導や組織化、農協自身の設備投資等を通じて、柔軟に対応してきた。それにより、

第4図 品目別にみた供給熱量当たり農業産出額



資料 農林水産省「食料需給表」「生産農業所得統計」
 (注) 20年品目別産出額を対応する20年度供給熱量(1人・1日当たり国産供給熱量に365日・総人口を乗じて計算)で割ったもの。

第5図 農業総産出額・農協販売取扱高の構成比



資料 農林水産省「生産農業所得統計」「総合農協統計表」
 (注) 1965年は沖縄を含まず。畜産に養蚕は含まず。

生産額自給率の大幅な低下は避けられ、日本農業は経済規模ベースでは一定の水準を維持し、農村経済の大きな落ち込みが避けられたことは間違いないとみられる。こうした組織的な対応ができず、消費構造の変化等に対応できないままであれば、輸入農産物のさらなる流入により、日本の農業生産基盤はさらに縮小した可能性が高い。先にみた農業生産構造の変化も、厳しい外部環境のなかで供給側が適応していくなかで生じていたことがうかがえる。

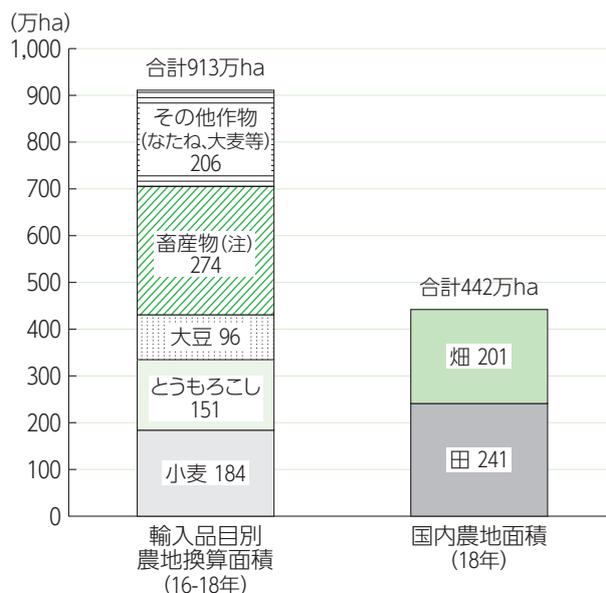
(4) 生産構造の変化がもたらした課題

1960年初めから2010年代半ばにかけて日本の人口は約3千万人増加した。米消費が減少する一方で、畜産物需要が大きく増加するなか、輸入畜産物と競争しつつ、その需要に対応するため国内の畜産物生産は海外からの飼料輸入に頼ることになった。さ

らに、麦類、豆類、工芸農作物等多くの作物が輸入に置き換わった結果、第6図にみられるように農産物輸入量の農地換算面積は合計で912万haと日本の耕地面積の2倍に上り、カロリー自給率が大きく低下する一因となった。また、飼料だけでなく肥料など生産資材の海外依存度も高まり、さらに、国内の大量消費・大量流通を前提にしたフードサプライチェーンでは、農水省(2020b)によれば食品廃棄物が約612万トン(2017年度推計値)に上り、その持続性についても課題が提起されている。

環境面への影響についても、農水省(2008)によれば、日本の食料輸入のフード・マイレージ(輸送量×輸送距離)から算出される二酸化炭素排出量は2000年度1,690万トンに上り、国内における食糧輸送に伴う排出量

第6図 農産物輸入量の農地換算面積



資料 農林水産省「知ってる?日本の食料事情2022」「耕地及び作付面積統計」
 (注) 農林水産省によれば「輸入している畜産物に必要な牧草・とうもろこし等の量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの」

900万トンの約2倍に上る。なお、現在はトータル環境負荷を計測するライフサイクルアセスメント（LCA）手法も重要とされる。

経済のグローバル化と農産物の輸入自由化等の流れのなかで構築された、こうした日本のフードサプライチェーンが、持続可能かが改めて問われている。単純な方策で対処できないことは明らかで、重頭（2022）にあるようにまさに「あの手この手」を繰り返す必要がある。

4 耕地利用からみた食料自給力とカロリー・生産額自給率の課題

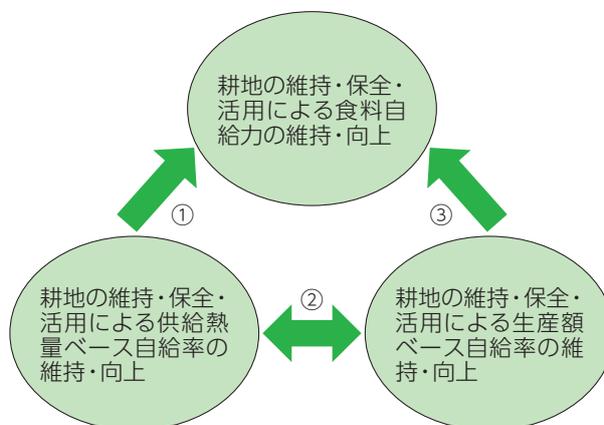
前章でみたように、カロリー自給率と生産額自給率は、食料自給力につながる耕地利用と密接に関係している。そのため、労働力や輸出等の論点もあるが、ここでは国内の耕地利用に焦点をあて、第7図にあるように両自給率との関連性に配慮しつつ、食料自給力について検討していくこととしたい。例えば、生産額自給率を維持しつつ、カロリー自給率、食料自給力の維持・向上につながる耕地利用などである。

(1) 水田の活用とその基盤整備

食料自給力とカロリー自給率の観点からは、国内で潜在的な余剰生産力を抱える米の消費拡大が最も有効とみられる（第7図の①）。

農水省「耕地及び作付面積統計」によれ

第7図 耕地利用からみた自給力と自給率の関連イメージ



資料 筆者作成

ば2020年の田面積238万haに対し米作付面積は146万haで約6割。米需要が増加し全面積に米を作付すると単純計算でその供給熱量は1.6倍に増加する。この増加分が仮に畜産物・油脂類の供給熱量と均等に置き換えれば、それだけでカロリー自給率は37%から49%に上昇する計算となる。それは水田の本来用途での維持・保全にもつながり、また、水田の持つ多面的な機能の維持のうえでも有効で食料自給力の維持・向上にもつながる。

ただし、主食用としての米消費が長期にわたって減少傾向にあるなかで、その傾向を短期的に変えるのは難しいとみられるし、先にみたように、生産額自給率の面での影響についても検討する必要がある。そのため、主食用だけでなく、米粉、輸出拡大等の用途・利用についても、国産米への需要を継続的に喚起する取組みとともに進める必要がある。

なお、第1章でみたように担い手に生産

が集中する方向で生産構造変化が進むなか、こうした水田の活用を進めるうえでは、さらなる基盤整備を進める必要がある。これは担い手へ集積可能な水田面積を増やすためである。内田（2021）で集落営農への耕地集積が限界に近付きつつあること、内田（2022）では、担い手に集積されない農地が条件不利地域中心に不在地主、相続未登記農地として増加していることを指摘したが、既に担い手が選好するような適地が上限に近づいている可能性もある。第8図は、区画整備済面積と担い手への集積面積を比較したものである。国内の区画整備済面積（田30a以上、畑区画整備済）は2018年時点で約286万haにとどまる一方、担い手への集積面積は2022年3月末で約260万haに達している。担い手への集積を進める上では、さら

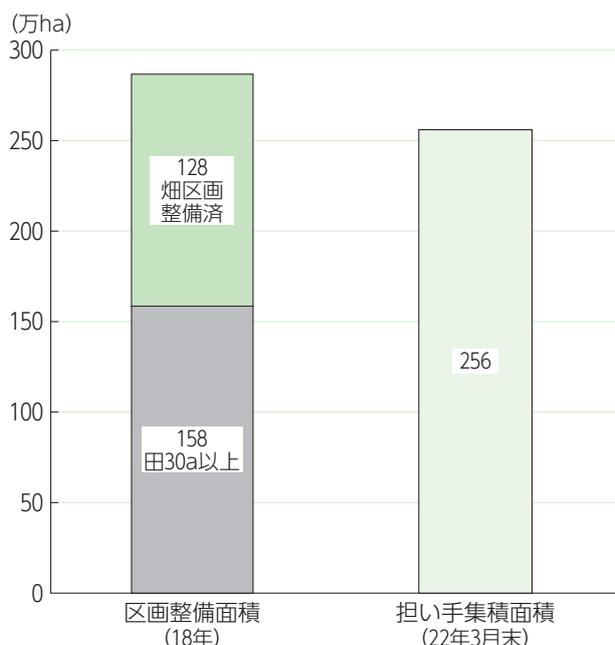
なる圃場整備の拡大が必要であろう。

(2) 耕畜連携システムの構築

生産額自給率を維持しつつカロリー自給率の向上を図り、食料自給力の維持・向上につなげるうえでは、輸入飼料を国産飼料に代替していくことが一つの方向と考えられる（第7図の②）。生産額自給率への寄与度の高い国内畜産を維持しつつ、輸入飼料を代替する国産飼料の供給により、畜産からの国産供給カロリーも増加させることができる。さらに、飼料作物の作付増加により、国内の耕地利用率の向上や耕地の減少抑制につながるため、食料自給力の維持・向上にも寄与できよう。耕作放棄地への放牧畜産でも同様の効果が見込めるとみられる。また、畜産からの堆肥供給により、海外依存度の高い化学肥料の削減にもつながる。この耕畜連携は、農水省の「みどりの食料システム戦略」等に資するトータルでの環境負荷軽減にも対応することになる。

具体的には、水田での飼料米栽培が生産基盤をそのまま利用でき、先の水田活用にもつながるため、継続的に進めていく必要がある。また、各地で進められている子実用トウモロコシの取組みも耕作放棄地等の活用にもつながり、有効とみられる。ただし、前掲第4表のように、穀類の作付面積は耕地面積の減少とともに大きく減少しており、こうした飼料作物の作付を進めるうえでの適地をいかに確保するかが課題となるとみられる。耕地利用率を高めて、飼料用作物への増産を行うためには、ここで

第8図 区画整備済面積と担い手集積面積



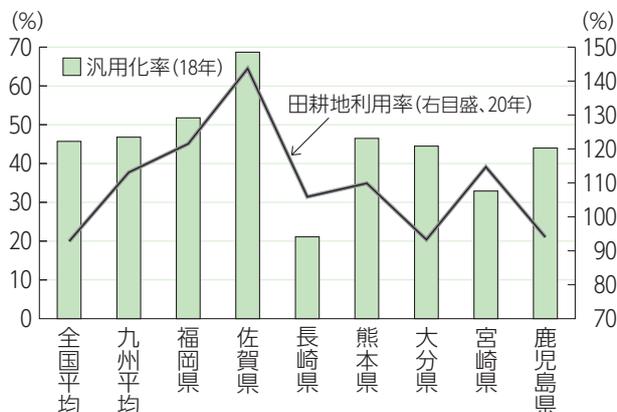
資料 農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料(令和3年度版)」「都道府県別の田畑整備状況(平成30年)」

も既存農地のより有効な利用ができるような生産基盤の整備が必要であろう。例えば、畑作物の栽培をできるように水田の汎用化を進めることが考えられる。第9図は九州地域での水田の汎用化率と耕地利用率をみたものである。汎用化率の高い県で、耕地利用率が高い傾向がみられている。

また、耕畜連携を進めるうえでは、物流を含めた広域での新たな地域複合体制の構築が必要になるとみられる。第10図は、小林（1986）を参考にジニ係数を使用し都道府県別データを用いて耕種・畜産の生産集中度の変化を示したものである。ここでは1に近いほど特定の都道府県域に生産が集中していることを示している。

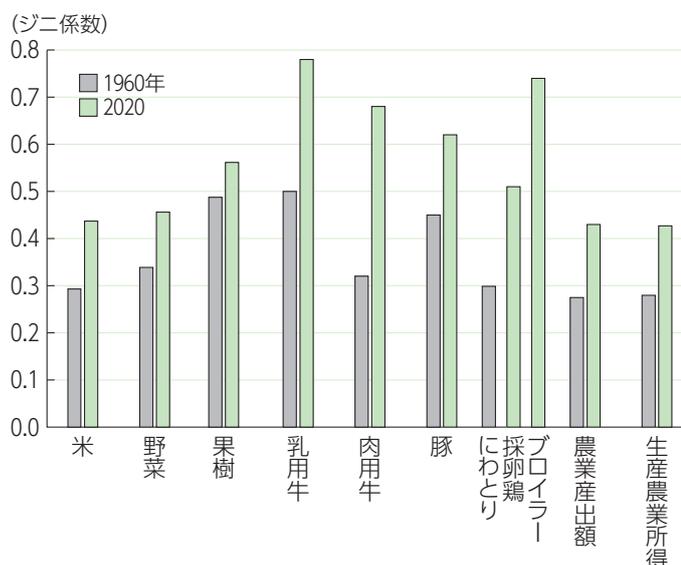
同図からは、品目を問わず日本の農業生産が特定の都道府県域に偏りつつあり、それが特に畜産部門において進んでいることがうかがえる。日本の農業生産構造におい

第9図 九州地域の水田汎用化率と田耕地利用率



資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」「九州局管内における農業農村整備の概況等」

第10図 都道府県別データによる生産集中度の変化



資料 農林水産省「作物統計」「畜産統計」「生産農業所得統計」「農林業センサス」

(注) 1 野菜、果樹、農業産出額、生産農業所得は、金額ベース、その他は面積、飼養頭羽・出荷羽ベース。
2 1960年は沖縄を含まず。

て、単作化、品目特化、規模拡大が進むのと並行して、産地の集中も生じてきたわけである。

そして、耕種部門、畜産部門それぞれで生産集中が進むなかで、両者の連携も弱くなったとみられる。第11図は、カロリー自給率、生産額自給率の地域別平均値、さらに地域別人口一人当たり耕地面積を比較したものである。生産額自給率とカロリー自給率の乖離が都府県の一部地域において非常に大きくなっていることが読み取れる。

この要因の一つとして畜産部門においては、海外からの飼料等の生産資材輸入を前提にフードサプライチェーンが構築されたことがあるとみられる。例えば、農水省（2014）では我が国の配合飼料工場の立地について、①北米等からの受け入れが容易、②畜産農家に低価格で提供、コスト抑制等

第11図 地域別カロリー自給率と生産額自給率



資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」「知ってる?日本の食料事情2022」、総務省「推計人口」

(注) 自給率は都道府県数値の地域別単純平均、耕地面積は地域別加重平均。

の経済合理的理由等で太平洋側の港湾地域に集約、とある。また、それは国内の耕種部門における国産堆肥利用を難しくしている。農水省(2020a)では「堆肥による土づくりの必要性と課題」のなかで、「家畜排泄物の発生量は畜産農家の多い地域に偏在」「周囲に畜産農家がない地域では運搬経費がかかる、散布機械がないといった課題」があるとしている。

そのため、国内資源を使った耕畜連携体制の構築においては、耕種、畜産それぞれの産地を結び、さらに食品残さによるエコフィードなどを含め新たなフードサプライチェーンを構築する必要があるとみられる。既にそうした取組みは各地で行われている。例えば、飼料用米では、パルシステム生活協同組合連合会が2008年から国産飼料米を10%混ぜた飼料で肥育した豚を「日本のこめ豚」として販売を開始。2022年4月には飼料米配合比率40%を実現し、飼料米産地も産直産地と同一県内(秋田県)に切り替えている(パルシステムプレスリリースより)。

また、子実用トウモロコシでは、JA全農が2022年度から宮城県のJA古川、JA全農北日本くみあい飼料と連携し、一団地としては北海道を除き最大規模の子実用トウモロコシの作付けを行い、その生産、流通、飼料原料の使用までを一貫して行う大規模実証試験に取り組んでいる(農業協同組合新聞2022.2.9付記事より)。

農業法人による取組みもある。山口県の農業生産法人あぐりんくでは、飼料用の子実トウモロコシを産地化し、地元の畜産農家が活用するプロジェクトを進めている。耕畜農家や販売する店舗、JAによる協議会が協力し、農林中金が拠出し設立した農林水産業みらい基金の助成を一部受け、飼料製造工場建設も計画されている(日本農業新聞2022.3.5付記事より)。

なお、輸入飼料等を前提にした国内畜産物のフードサプライチェーンが、先の「経済合理的理由」に基づき長年にわたり構築されてきたことを鑑みれば、上記のような取組みがその一部を代替し継続的なものとなるうえで、公的な支援も拡充しつつ供給・需要両サイドが協力し組織的なシステムを構築していく必要がある。

(3) 輸入代替品目・工芸農作物・未利用資源の利用等

カロリー自給率の大きな上昇にはつながらないが、耕地利用を通じて食料自給力の

維持・向上につながる施策も重要と考える（第7図の③）。野菜、果実の生産基盤は、耕種作物のなかでは相対的に維持されており、輸入代替作物に取組めば生産額自給率と食料自給力の維持・向上につながる。とくに加工・業務用野菜においてその余地は大きいとみられる。農水省（2022a）によれば、加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）について、2017年度98万トンから2030年度には145万トンへ拡大を目指している。

ただし、ここでも先の耕畜連携と同様に、国内でのフードサプライチェーンの構築が必要となる。例えば、ボトルネックとなる国内輸送でのトラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフト、実需者が受け入れられる形での流通方法の簡素化等などである。実需者のニーズに応じた生産体制の構築も重要であり、例えば農協系統でも、宮崎県のジェイエイフーズみやざきでは、耕種部門でのインテグレーションに取り組み、農地での栽培から工場での加工まで、一連の流れをよりスムーズに行うために管理、調整を行い、加工用ほうれんそう等の産地化に成功している。

次に、工芸農作物等の振興についてである。かつて日本の耕地利用率が130%を超えていた1960年代、工芸農作物・桑などの、工芸や工業等の原料作物が多く作付けされており、1960年には60万haに上った（前掲第4表）。それら作物は、輸入品との競合や単作化、品目特化、規模拡大等の動きのなかで大幅に面積が縮小した。例えば、桑（1960年17万ha）、菜種（同19万ha）は100分

の1未満に、ほかにも葉たばこ、いぐさ、大麻（あさ）なども大きく縮小している。かつては、こうした作物が米などの基幹作物に加えて農業収入を補完していた。

食料自給力の維持・向上につながる耕地利用を、従来の方向とは異なる方法で実効あるものにしていくには、こうした作物を改めて見直す、もしくは新規作物も含め検討していくことが考えられる。品目によっては、それは輸入代替にもつながる。FAOSTATから日本の輸入農産物の栽培面積を試算してみると、とうもろこし等の穀類のほかには、菜種110万ha、ごま42万ha、コーヒー（生豆）40万haなどが上位にくる（2020年）。これら農産物は、国内需要が大きいとみられ、輸入代替作物として取り組めばカロリー・生産額自給率、食料自給力の維持・向上につながる可能性もある。ただし、これら農産物を国内需要者となつなく上では、ここでも新たなフードサプライチェーンの構築が必要で、販路、量的確保、技術普及も含め、行政も含め関連機関の組織的な対応が必要とみられる。

既にごまやコーヒーなどでは、新たな地域特産物としての取組が多くみられる。例えば、コーヒーでは、2019年より沖縄のスポーツクラブ沖縄SV（オキナワ エスファウ）と食品大手ネスレ日本、琉球大学が協業し、県内の耕作放棄地などを活用して、沖縄県産のコーヒー豆の生産量を拡大する取組み「沖縄コーヒープロジェクト」が進められている。

なお、日本における耕地資源の制約は解

消し難い課題（平澤（2022）参照）であり、またエネルギー資源の海外依存度も高く、今後も飼料・肥料等海外資源・原料の調達・確保が日本農業の重要な課題となることは間違いない。ただ一方で、日本国内の未利用資源についても検討する必要があるとみられる。例えば、林地及び森林資源があげられる。第7表は日本の国土利用の変化であるが、耕地が1965年から2020年にかけて165万ha減少する一方で、森林面積の減少は10分の1以下の13万haにとどまっている。国土の約3分の2を占めるこれら森林も耕地を補完する資源として利用することが課題になるとみられる。

林間放牧に関しては、輸入飼料の代替や鳥獣害対策等につながる取組みとして、多くの実践がなされている。千田（2017）では、放牧畜産による里山管理の可能性と条件を、アグロフォレストリー（植林と農業または畜産を組み合わせた複合的土地利用システム）を素材に検討している。なお、アグロフォレストリーは2019年8月に公表されたIPCCのレポート「気候変動と土地」のなかでも土地に関連する気候変動リスクへの対応策の一つとして挙げられている。また、

第7表 日本の国土利用の推移

(単位 万ha)

	1965年	2020	増減面積
農地	602	437	△165
森林	2,516	2,503	△13
原野等	105	31	△74
水面・河川・水路	111	135	24
道路	82	142	60
宅地	85	197	112
その他	270	334	64
合計	3,771	3,780	9

資料 国土交通省「国土の利用区分別面積」

森林資材そのものの飼料化についても様々な取組がある。例えば、北海道の廃棄物の収集・運搬・処分事業等を行う株式会社エース・クリーンは、地域の未利用資源の資源化を目指し、亜臨界水処理技術を利用して木質バイオマスから肉牛向けの粗飼料「木質蒸煮飼料」を製造・販売する事業に取り組んでいる。同社は地域行政、試験研究機関などとも協力関係を構築し、国との共同研究も進められている（環境省webページ「環境ビジネスの先進事例集」より）。

最後に、長期的には食料自給力の観点から我が国の土地利用全体の見直しも検討課題になるとみられる。日本のカロリー自給率が73%だった1965年の日本の総人口は9,921万人で、総務省が公表した2022年7月1日現在の推計人口1億2,484万人より約2,600万人少ない。しかし、日本の人口は既に減少トレンドに入っており、2054年には9,834万人と1965年の総人口を下回るとされている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」）。第7表にあるように日本の農地減少は宅地（住宅地、工場用地等）増加による転用の影響も大きい。転用された土地は人口減少のなかで将来的に余剰になる可能性もあり、これまでとは逆に農地への転用も選択肢の一つになることも考えられる。その場合には、内田（2022）でも指摘したが、関係機関が一体となって、地域全体での土地利用の在り方についてゾーニングを含め検討すべきであろう。

5 新たなフードシステムの構築

日本の農業生産構造は、品目特化、規模拡大、単作化等とともに、耕種と畜産を分離する方向で進んできた。このことは人口増加と消費構造の変化に対応し、日本農業の経済規模での落ち込みをある程度防ぎ、地域農業や農村経済の下支えになってきたとみられる。しかし、大量消費、大量・広域流通、生産資材輸入等を前提にして構築されたフードサプライチェーンがもたらす課題も大きくなっている。今回のウクライナ危機等を契機にした世界的な資源価格高騰をみても、そのなかに、国内資源中心で持続可能なフードシステムを一部にせよ組み込んでいく必要があるとみられる。

それをどう進めていくのが課題となるとみられるが、その点では、新山（2020）が指摘するように、フランスで2014年に法制化され始まった「地域圏食料プロジェクト（PAT）」による「地域圏フードシステム（SAT）」形成の取組みが参考になるとみられる。新山・大住・上田（2021）によれば、PATの目的は、「生産者、加工業者、流通業者、地方自治体、消費者をより緊密に結び付け、地域圏内の農業と食料の質を向上させること」とされる。SATの目的は「地域圏の供給網で製品の販売を促進し、家族経営、農業・食品の零細事業者と中小事業者のネットワーク、創造された価値をよりよく共有するための代替的販売経路を支持

すること」であり、「消費者の健康を尊重し、フードチェーン全体の環境への影響、損失と廃棄物を抑制し、天然資源の適切な管理を統合する新しい生産モデルを生み出すこと」であるとされる。

これは地域コミュニティのもとで柔軟性・持続性の高い「地消地産」のフードシステムを構築して、既存のフードシステム（それ自体の否定ではなく）に結合させ強化していく（あるいは少しでも国消国産に近づけていく）取組みといえるかもしれない。日本でも個々に見れば、こうした新しいフードシステムへの取組みが数多くみられている。例えば、小針（2021）が紹介した「やさいバス」は、ECとMaaS（Mobility as a Service）の融合で、地域の生産者と消費者をつなぐ新たな仕組みを創出している

そして、このようなシステムを構築していくうえでは、地域行政、農業関連団体、加工・流通・消費関係者が一体的に対応する必要がある。なかでも、これまで営農団地構想、地域農業戦略等、耕種、畜産を問わず地域農業の組織化、産地化等に関与してきた農協系統は、耕畜連携・地域複合等地域での生産側のフードシステム構築に寄与できるとみられる。同時に農協系統は長年にわたる協同組合間協同や直売所・産直活動等を通じ消費者との連携も強化してきた。新たな国内のフードシステム構築の上で、大きな役割を果たすことができるのではないかと考える。

おわりに

ラブロックのガイア理論は1960年代に提唱され、ローマクラブによる報告書「成長の限界」が発表されたのは1972年である。日本農業・農政でも、1970年代には公害問題等を契機にした環境意識の高まりや石油ショックを契機にした資源価格上昇等を反映した動きがあった。例えば、有機農業（農林中金元理事一楽照雄氏による日本有機農業研究会創立は1971年）や耕畜連携等による地域複合農業等である。荒幡（1996）によれば「農政を巡る基調として「地域主義」及び「資源問題への意識の高まり」」がその背景にあったとされる。この動きは、今でいうサステナブル農業や循環型農業等につながるものであるが、その後の農産物貿易の自由化、グローバル経済の進展等の動きのなかで、大きな流れとはならなかったとみられる。幸いにして、当時と日本農業を取り巻く環境が大きく異なっている部分もある。例えば、地域コミュニティの衰退、地球温暖化やSDGs、環境対応等を課題として策定された「みどりの食料システム戦略」のような政策面からの後押しや、当時では考えられないICT・デジタル化技術等を反映した生産におけるスマート農業や物流DX等の技術進歩。また、川上の農業生産側だけでなく、川中、川下側（加工・物流・小売等、さらに異業種からも）からの関心が高まっていることも大きいとみられる。このような機会を逃さず、関係機関が一体となっ

て日本の食料自給力、自給率の維持・向上につながる持続可能なフードサプライチェーン、フードシステムの構築に取り組むべきではないかと思われる。

<参考文献>

- ・荒幡克己（1996）「地域複合の展開過程とその今日的意義」『農村計画学会誌』第15巻第3号
- ・内田多喜生（2017）「品目別にみた農業生産構造の変化と農協の営農支援体制について」『農林金融』9月号
- ・内田多喜生（2020）「総合農協が地域の持続性に果たす役割について—地域の課題を解決する取組みの歴史から—」『農林金融』3月号
- ・内田多喜生（2021）「2020年農林業センサスにみる農業構造・農業集落の変化」『農林金融』2月号
- ・内田多喜生（2022）「耕地の所有・利用関係の変化と課題—急がれる対応、農林業センサス等から—」『農林金融』4月号
- ・小林弘明（1986）「野菜産地の集中化と供給変動」『農業総合研究』第40巻第4号
- ・小針美和（2021）「持続可能な地域の野菜流通を目指して—やさいバスの取組み—」『農中総研 調査と情報』web誌、7月号
- ・財務省（2021）「農林水産」財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会配付資料、10月20日
- ・重頭ユカリ（2022）「あと一步を後押しするあの手この手」『農林金融』5月号
- ・千田雅之（2017）「アグロフォレストリー（林畜複合経営）の統合力と存続条件」『農業経営研究』第55巻第3号
- ・千田雅之（2020）「肉牛繁殖経営の将来展望—和牛振興と国土資源の活用—に寄与する日本型放牧のあり方—」『農林金融』9月号
- ・新山陽子（2020）「これからの食料システムに求められるもの」『農林金融』6月号
- ・新山陽子・大住あづさ・上田遥（2021）「フランスにおける地域圏食料プロジェクトと地域圏フードシステム—トゥルーズ・メトロポルの事例を踏まえて—」『フードシステム研究』第28巻第1号
- ・農林水産省（2008）「『フードマイレージ』について」食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会・林政審議会施策部会地球環境小委員会・水産政策審議会企画部会地球環境小委員会第6回合同会議配付資料、9月30日
- ・農林水産省（2014）「参考資料（本格的議論のための飼料の課題）」食料・農業・農村政策審議会畜産部会 平成26年度第4回部会 配付資料、7月31日

- 農林水産省 (2020a) 「ペレット堆肥の広域流通に向けて」 7月
- 農林水産省 (2020b) 「食品ロスの現状を知る」『aff (あふ)』 10月号
- 農林水産省 (2022a) 「加工・業務用野菜をめぐる情勢」 5月
- 農林水産省 (2022b) 「フードサプライチェーンにおける脱炭素化技術・可視化 (見える化) に関する紹介資料」【第2版】 6月

- 平澤明彦 (2022) 「国際情勢と日本の食料安全保障—その特質と課題—」『農中総研随時発信レポート』 4月18日
- 山ノ下麻木乃 (2019) 「IPCC 特別報告書『気候変動と土地 (Climate Change and Land)』」 10月

(うちだ たきお)



協同組合とその課税問題

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

協同組合は、わが国に限らず伝統的に株式会社に代表される資本を基礎にした企業とは異なる税制上の取扱いを受けている。

わが国の法人税法も、同法別表第3「協同組合等」に掲げる法人が支払う事業分量配当と従事分量配当につき法人の課税所得計算上、損金算入を認めている。

しかしながら、従事分量配当に関しては、協同組合の理念からそれ、かつ、協同組合のタイプによって異なる規整が行われており混乱が見受けられる。

協同組合法それ自体における剰余金概念の明確化とそれに即した必要な規制等、改善すべきは課税上の問題にとどまらないが、現行の税制については、海外の協同組合税制も参考にしながら協同組合のあるべき姿に即した再検討が望まれる。

目 次

- はじめに
 - 1 わが国の協同組合と課税上の取扱い
 - (1) 協同組合の剰余金
—利益と剰余金の違い—
 - (2) 事業分量配当の取扱い
 - (3) 従事分量配当の取扱い
 - 2 協同組合に関する海外の税制
 - (1) パス・スルー課税
 - (2) 協同組合からの剰余金の還元金の取扱い
 - (3) 積立金についての課税上の取扱い
 - (4) 労働者協同組合（生産協同組合）の組合員と所得課税
 - 3 わが国の協同組合に対する課税をめぐる問題と改善の方向
 - (1) 剰余金の分配の形態と課税時期
 - (2) 生産協同組合をめぐる課税上の混乱
- おわりに

はじめに

協同組合は、わが国に限らず伝統的に株式会社で代表される資本を基礎にした企業とは異なる税制上の取扱いを受けているが、他の事業形態との平等、公平な課税上の取扱いという観点で古くから議論のあるテーマである。^(注1)

一般的にあって、協同組合の税制は、株式会社などの企業に適用される税制と比べて優遇されているとみられているが、協同組合の法的構造、いいかえればその組織的特性に立脚したものと協同組合が果たしている社会的機能に立脚したものの2つに大きく分けることができる。^(注2)

後者の社会的機能に立脚したものは、企業の規模に基づく税制上の取扱いなども含め、協同組合固有のものというわけではなく、一般的には他の社会的、経済的団体に共通するものであり、前者は主として協同組合の法的構造を踏まえた技術的調整といえるものである。^(注3)

ここでは協同組合の固有の組織的特性に立脚した税制、したがって、協同組合の剰余金の性格とその処分に関する所得課税に焦点を当て、わが国の協同組合に関する所得課税の制度について、必要に応じ海外の制度も参照しながら概観するとともに、課税上の論点を抽出し検討すべき事項等について整理をする。

なお、協同組合法について言及する場合、主として農協法を念頭に置いて記述してお

り、他の協同組合法については必要に応じ言及することにとどめていることをあらかじめお断りしておきたい。

(注1) EUにおいては、EU機能条約の共通市場制度と相いれない国家補助の禁止条項との関係で協同組合に対する税制上の優遇措置が疑問視され続けているが、本稿では紙幅の関係からとりあげない。これについては、Azcoaga Ibarra (2014)、Torralvo & José (2022) および拙稿、明田 (2012) をとりあえず参照願いたい。

(注2) もっともこの分類も便宜的なものにすぎず、イタリア、スペイン、ポルトガルなどの協同組合税制は、それらの憲法上の位置付けなどもあり他の国と比較して協同組合を特に優遇する税制をもっていて、この2つに単純に区分して論ずることはできない。

(注3) 協同組合の組織的特性と社会的機能とを分けて整理する場合の両者の境界線は必ずしも明確だというわけではない。協同組合の行う公共的サービスに類似する事業そのものに立脚したものはともかく、例えば、協同組合の組織的特性に起因する雇用創出・維持の機能、地域の人的紐帯の維持・強化さらには組合員の世代を超えた資産（人的資産を含む）の構築と承継といったものは組織的特性と不可分の関係にあるからである。しかし、これらの評価は難しいためこの点に着目した特別な税制の構築といったものを筆者は知らない。

1 わが国の協同組合と課税上の取扱い

わが国の法人税法上、協同組合とは何かに関する定義はなく、協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法人税法60条の2）等、所得計算についての特別な定め（例えば、非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定〔同46条〕など）との関係、したがって課税技術上の調整の観点から法人税法別表第3に掲げる法人を「協同組合等」として規定している（同2条7

号) にすぎない。

わが国には、協同組合について定義した法律はなく、「協同組合」という名称を付した法人だけが協同組合というわけではない。うえ、根拠法に基づき設立された協同組合が全て法人税法上において協同組合として扱われているわけではない。

特にいわゆる生産協同組合については、特殊な取扱いがなされているが、これに関連する課題等については後述する。

(注4) 各種の協同組合法は、根拠法に基づき設立された法人以外の者が「協同組合」という名称を使用することを禁止する規定を置いている。名称使用の制限に関しては、海外の協同組合法において同様の規制をしているのが通例である。

(1) 協同組合の剰余金

—利益と剰余金の違い—

協同組合における利益 (profit) と剰余金 (surplus) は、理念的には違う概念である。農協法は、「毎事業年度の剰余金」(同法51条1項)、「剰余金の配当」(同52条1項)のように「剰余金」という用語を用い、「利益」という用語は使用していないが、これは協同組合における「剰余金」の性格が株式会社等の「利益」の概念とは異なるところによるものである。しかし、「剰余金」についての定義があるわけではなく、剰余金と利益は名称だけの問題で、実際上の違いはない。事業分量配当についても配当可能な剰余金(農協法52条)の範囲であれば、過年度の剰余金(繰越剰余金を含む利益留保)も含めて行うことを禁止していないが、これは理論的には問題である。

いうまでもなく、株式会社等の営利企業

と協同組合との根本的な違いは、その事業の目的にある。すなわち、協同組合は、組合員の生活上の営みまたは事業活動の全部または一部を切り出して協同組合の事業として行い、その事業を通じて直接的にそれぞれが経済的便益を得るために組織し、また加入する組織で、協同組合の事業は組合員の共同事業としての性格を有している。したがって、現実はともかく理念的には、その事業活動による収益や費用は、全て組合員に帰属すべきものであり、事業年度途中における組合員と協同組合との取引価格は仮のもので、年度末に過不足があれば調整し精算するというのが原初的な協同組合運営の基本ともいえる。

この理念ないし理論は、わが国の協同組合法においては不鮮明であるが、法人税法はある意味において理念に忠実である。すなわち、法人税法上、毎事業年度の課税所得の計算上、損金算入が認められる事業分量配当の対象となる剰余金は、次に述べるように組合員との取引に起因して生じた剰余金からなる部分に限定している。

(2) 事業分量配当の取扱い

わが国の協同組合法は、いずれも剰余金の処分の方法を規制し、「配当」という用語の問題はさておき、組合員に対する剰余金の分配に関しては、出資配当と組合員の事業の利用分量の割合に応じてする事業分量配当(従事分量配当)の2種を設け、前者については配当率に上限を設けている(労働者協同組合については出資配当を禁止し、事

業分量配当に代わって従事分量配当を認める)。

出資配当の上限規制は、利益の分配ではなく組合員が拠出した資金に対して利子を付したことに起因するものであり、事業分量配当(および従事分量配当)こそ協同組合らしい剰余金処分の方法といえる。しかし、従事分量配当は、事業分量配当とは性格が異なり、生産協同組合の従事分量配当の税法上の取扱いは一様ではない(後述)。

わが国の法人税法は、協同組合等が各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨を決議する「その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額」を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨規定する(同法60条の2第1号)。

税務上、事業分量配当については、協同組合の伝統的理解のうえに立って、「その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のよう組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しない」(法基通14-2-1)としている。これに該当しない剰余金の分配は、税務上の「配当」として損金には算入されないことが同通達の注書きに確認的に記されている。

したがって、法人の所得計算上、損金算入が認められるためには、組合員との取引によって生じた剰余金とそれ以外の剰余金を区分する必要がある(なお、固定資産の処分益等による剰余金や自営事業から生じた剰余金についても区分が必要)。

ところで、法人税法の規定上、損金の額に算入できる組合員等に対する剰余金の分配の基準である事業利用の分量および事業に従事した分量(程度)の算定基礎と当該剰余金が生じた事業年度とがリンクしており、過年度の所得から同様な基準で分配されたもの(具体的には積立金等の取崩しによるもの)^(注5)は損金算入の対象には含まれない。これは、事業分量配当は、実質的に当該事業年度における組合員との取引価格の修正等であるとの考え方に立っているからである^(注6)。

このように、事業分量配当の損金算入の時期は、現行の規定からすると事業分量配当の対象となる剰余金が生じた事業年度となるので、各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨の決議、すなわち剰余金の処分の決議の際に各人別に配当額が確定している必要があることになる。

なお、消費生活協同組合法施行規則第207条は、「利用分量割戻しを行おうとするときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てなければならない」(同8項)とし、利用分量割戻しは、定款の定めるところにより、当該利用分量割戻金の「積立てを行つた事業年度の翌事業年度開始の日から起算して2年を

超えない期間内に、当該利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに、確認した事業の利用分量に応じて行わなければならない」(同9項) こととし、当該期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の利益金に算入しなければならない(同11項) こととしている。

また、水産業協同組合法は、漁業の特殊な事情を考慮し、漁業協同組合につき組合員以外の者の事業利用に関し組合員の利用を超えない範囲で認めており、かつ、非組合員の利用者にも事業分量配当を認めている(同法56条2項)。そこで、法人税法上もその分配額の課税所得からの控除を認めている(法基通14-2-3)。

ところで、農業協同組合についても組合員と同一の世帯に属する者について、一定の事業についての員外利用規制につき、これらの者を組合員とみなすとしており(農協法10条22項)、これを踏まえてか、法基通ではこれらの者に対する事業分量配当を課税所得から控除することを認めている(同通達14-2-3の2)。しかし、農協法のいわゆるみなし組合員制度は、員外利用規制の計算上の制度であって、農協法はこのみなし組合員に対する剰余金の分配は認めていないので、税務上、課税所得の計算上は損金算入が認められるとしても、農協法上は違法配当となる。仮に実質課税の考え方からはうなずけるものだとしても、次の従事分量配当の扱いも含め、協同組合の剰余金の分配に関する課税上の取扱いに関しては、

理論面と実質面の双方から検討すべき課題が少なくないように思われる。

なお、組合員が協同組合から受け取った事業分量配当に対する所得税上の所得区分は、その起因となる協同組合との取引上の性格に応じて、事業所得、利子所得、不動産所得、譲渡所得等ということになる(所得税基本通達23~35共-5)。ただし、消費生活協同組合の購買高に応じた利用高配当は、生活用品の購入が必要経費にならない(課税済みの所得からの支出) こととの裏腹^(注7)の關係にあり所得税の対象とはならない。

(注5) 後述のように、組合員の取引に起因する剰余金であれば、法人の所得計算における損金算入時期と組合員の所得に対する課税時期の問題を除き、いくつかの国では二重課税を避ける措置がとられている。

(注6) 取引価格の修正等であるとの理解に立ったとしても、販売や購買などの事業と信用事業などでは損金算入の対象となる剰余金をどのように考えるかは単純ではない。通達が「組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金」としているので、販売・購買事業にあっては、少なくとも事業別の区分会計が必要であるとしても、対象となる剰余金の把握は比較的容易であるが、配当の基礎となる事業(取引)の対象である個々の単位にまで細区分する必要があるのか否かについては必ずしも明らかではない。信用事業の場合には、販売・購買事業とは異なり、剰余金については資金の調達と運用の結果であるので、農林中央金庫からの事業分量配当金の法人税法上の取扱いについての照会に対する国税庁の回答(昭和44年5月26日・直審(法)28・直審(源)4)によると、事業分量配当金が当該事業年度の所得の金額を超えない限りは損金算入が認められる。

(注7) 諸外国においても事業分量配当の課税上の取扱いは、例外はあるが基本的には日本と同様だといえる。

(3) 従事分量配当の取扱い

従事分量配当について、法人税法第60条

の2は事業分量配当と並列で従事分量配当を取り扱っているが、その性格は事業分量配当の性格とは異なり、複雑かつ理論的な問題を含んでいる。

いわゆる生産協同組合である、漁業生産組合、生産森林組合、農事組合法人、企業組合^(注8)および労働者協同組合は、いずれもその根拠法によって従事分量配当が認められているが、事業分量配当のように単純に協同組合の所得計算上の損金算入が認められてはいない。

まず、従事分量配当の損金算入の規定の対象となる漁業生産組合、生産森林組合または農事組合法人は、これらの組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給しないものに限って、損金算入が認められる（法人税法の別表第3「協同組合等」の定義・法基通14-2-4）。なお、「事業に従事する組合員には、これらの組合の役員又は事務に従事する使用人である組合員を含まない」（同通達）ので、従事分量配当の損金算入の規定の対象となる組合の判定に関係がない一方、これらの役員および従業員たる組合員に対する従事分量配当を行った場合には、その従事分量配当は税務上、「配当」として取り扱われることになる。

次に、企業組合および労働者協同組合は、法人税法上は、協同組合等には該当せず（法人税法別表第3の協同組合等に含まれない）、株式会社と同様に普通法人になるので、その従事分量配当は損金算入が認められず、出資配当と同じ「配当」ということになる。

なお、労働者協同組合の場合は、企業組合とは異なり、出資配当は認められていないが、企業組合にあっては出資配当が年20%まで認められ、かつ、剰余金の処分は出資配当が優先で出資配当後の剰余金につき従事分量配当が認められている（中協法59条3項）。また、労働者協同組合の場合には、事業に従事する組合員とは労働契約を締結しなければならない義務が課されている（労協法20条）点が、企業組合とは大きく異なるところであるが、企業組合が事業に従事する組合員との間に雇用契約を締結することが禁止されているわけではない。

ところで、企業組合の組合員の場合、当該組合の行う事業に従事したことによって受ける所得のうち、当該組合の組合員でない従業員と同一の基準により受ける所得に関しては、所得税法上、給与所得または退職所得とされる（中協法23条の2、原始中協法81条、1955年の改正で創設）。これは、企業組合の組合員の事業に従事する権利・義務は、組合員契約に基づく組合員たる地位から生ずるもので一般の勤労者が雇用契約に基づく労働の対価として受け取る報酬とは形式的に異なる^(注9)という前提での取扱いであるが、企業組合と従業員との関係性の理解によっては、社会保険（健康保険・年金保険）制度や労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用の有無も問題となる^(注10)。

筆者が最も疑問視しているのは、わが国の漁業生産組合、生産森林組合、農事組合法人、企業組合および労働者協同組合は、同じ生産協同組合でありながら従事分量配

当の課税上の取扱いが異なっている点である。すなわち、漁業生産組合、生産森林組合および農事組合法人については、従事分量配当を受け取った組合員の事業所得とするか、または配当所得とするかは選択の余地があるのに対し、企業組合および労働者協同組合の場合には組合員の配当所得となり選択の余地がなく、本質的には同じ性格の組織でありながら課税上の取扱いが異なる合理的根拠は不明だからである。

(注8) 企業組合は、第2次世界大戦の終結に伴う大陸等からの引揚者や戦災者への援護対策の一環として、西欧の生産協同組合にその範をとったものといわれている(稲川宮雄『中小企業の協同組織』1971年、中央経済社)。企業組合と、企業の協同組合であるかのような名称になっているが事業者以外の個人が設立でき、組合員が組合の所有者であると同時に労働者であるという基本的性格は労働者協同組合と何ら変わることはない。したがって、既存の企業組合制度を改めるということをせずに新たに労働者協同組合制度を創設しなければならなかったのかについては、疑問が残る。

(注9) 中小企業庁創業連携推進課監修『中小企業等協同組合法逐条解説』(2007年、第一法規)102頁

(注10) 最近、企業組合であるワーカーズ・コレクティブの組合員が労働基準法(労基法)に基づく未払割増賃金等の支払いを求めた事件についての判決が確定した。原審(東京地立川支判平成30・9・25労判1207号45頁)が、原告は労基法9条の労働者に該当しない、したがって企業組合は割増賃金等の支払義務はないとして請求を棄却したため原告側が東京高裁に控訴した事件で、東京高裁は、業務に関する一定の指示ないし時間的拘束があることや、器具や経費を被告(企業組合)が負担し、原告が雇用保険の対象になっていることなどを踏まえても、労基法上の「労働者性」を肯定することはできないとして、控訴を棄却(上告不受理)した(石黒(2021))。なお、判決は、組合員の受ける報酬の労務対償性を直接否定してはいない。

2 協同組合に関する海外の税制

一般論としては、協同組合についての税制は、一般の企業に比べて有利な税制であるとみられているが、協同組合に対し税制上特別な扱いをする伝統は広く海外にもみられる。^(注11)^(注12)

(注11) 協同組合が最も有利な税制を享受しているヨーロッパの国の一つであるといわれているイタリアにおいて、企業の生産価値に対する税負担という点では株式会社が法人税においては協同組合より若干大きな割合を負担しているが、協同組合の労働者の所得税の負担と社会保障費の負担を含めると国に対する財政負担の割合は株式会社とほぼ等しいか負担割合がむしろ多いという分析がある(Fontanari & Borzaga (2015))。

(注12) 協同組合法に基づき設立されたもの以外は、協同組合とは認識されていないが国とは異なり、その名称はともかく協同組合を多様な法形式で組成できる国が少なくない海外については、協同組合に対する税制というものをどのように理解するかがそもそも論点の一つになるうが、ここでは協同組合の剰余金に関し他の組織形態の企業とは異なる課税上の取扱いをしている場合を念頭に置いている。

スペインの協同組合税制は、法人税の課税標準につき、組合員との取引に起因する部分については20%で、それ以外の部分は一般税率(25%、ただし信用組合については一般金融機関に適用される30%の税率)で課税される。これも協同組合についての制度的な制約を考慮した組織形態の違いによるものと考えられることも可能であるが、本稿では言及しない。

(1) パス・スルー課税

前述のように、協同組合の剰余金(surplus)と利益(profit)とは理論的には区別されるべきものであり、協同組合の事業の目的が組合員との取引を通じて組合員の経済的利益を最大化することであることからすると、

組合員との取引に起因して生じた剰余金は協同組合の利益ではなく組合員に帰属するとみべきことになる。

これを徹底したものが、カナダの協同組合と組合員との関係が代理等の契約関係にあるとされる利益を得ることを目的としない協同組合（non-income cooperatives）である。これは、組合員に帰属すべき協同組合の剰余金は、協同組合の課税所得を構成しないとすものであり（Petrou(2013)、CCA § 15(1)(h)、イギリスの専ら相互取引（^(注13)fully mutual trading）に携わる協同組合等の組合員との取引から生じた剰余金についての課税免除（CTM40960等）の考え方もこれと同じといえる。これは、二重課税を廃したパス・スルー課税ないしペイ・スルー課税であり、アメリカのLLC（Limited Liability Company）やパートナーシップ課税を選択する協同組合や内国歳入法（IRC）第521条の規定に基づく農業協同組合等はその例であり、ポルトガルの農業協同組合等（EBF § 66a(1)）、フランスの農業協同組合等の組合員との取引に起因する所得について^(注14)の法人税の免除規定も同様であるといえる。

(注13) 専らといってもその^{しきいち}閾値は、50%であるので、かなり緩やかなものである。

ただし、非組合員との取引が少額である場合には問題にならないが、非組合員との取引から生じた利益や固定資産の処分益、銀行からの利子などの組合員との取引以外に起因する利益に対しては法人税が課される。

(注14) 非組合員との取引は総売上高の20%を超えないこと（非組合員との取引に起因する所得は法人税が課税される）、投資組合員が出資総額の50%を超す出資を保有していないことといった要件がある（CGI.art.207）。

(2) 協同組合からの剰余金の還元金の取扱い

ほとんどの国においては、剰余金からの組合員への還元金について、一定の要件のもとで法人税の課税所得からの控除が認められている。なお、法人税の課税所得からの控除が認められる還元金（patronage refunds）^(注15)の対象となる剰余金については、多くの国がわが国の場合と同様、組合員との取引に伴う剰余金に限定している^(注16)。その結果、協同組合には組合員には帰属しない剰余金や利益金といったものが不可避的に生じ、これについて後述のようにいくつかの国においては課税を免除する規定を置いている。

なお、非組合員に対しても組合員と同じように剰余金の還元をすることを許容する国（アメリカのIRCのサブチャプターT、カナダの連邦協同組合法〔CCA § 155(3)〕、ITA § 135(2)）があるほか、非組合員に対しても同じように還元しなければならないようにしている国もあり（例えば、アメリカのIRC第521条の農業協同組合等、フランスの労働者協同組合〔後述〕など）、またスペインの一部の州（バスク州など）のように組合員以外との取引等に基づく利益も組合員に対し還元^(注17)することを認めている場合がある。

また、剰余金の組合員への還元は、多くの場合、現金以外の方法で行うことが認められており、現金以外の手段で還元が行われた場合には法人税、組合員の所得税の課税の時期に関して問題となる。

これについては、例えばアメリカの場合、

IRCのサブチャプターTのもと、利用高還元が協同組合に留保された場合（内部留保や出資金勘定）、それは適格（現金による還元は常に適格）または非適格のいずれかとなり、それぞれによって課税のタイミングが異なるが、非適格の還元金については実際に払い戻す時に課税所得から差し引くことができ、受け取った組合員の課税所得を構成するものとなる。また、イタリアなどでも組合員の任意出資金に割り当てられた金額を課税所得から控除でき、組合員に対する課税は当該出資金が払い戻された時に行われる（Emmolo（2019））。

ところで、いわゆる出資配当については、一般的には剰余金の還元とは異なるが、法律による上限規制のもとで利息の支払いとして課税所得からの控除を認めている国も^(注18)少なくない。

(注15) patronage refundsという概念は、アメリカの内国歳入法（IRC）のサブチャプターTで用いられているもので、農業協同組合等における利用高をベースにした還元金のほか労働者協同組合における従事した労働の割合に応じた還元金も含んでいる。なお、イギリスにはpatronage refundsという概念はなく、組合員に対する分配金またはボーナスは利益の分配には該当しないと規定する（CTA2010 § 1056）など、わが国の事業分量配当や従事分量配当についての各国での用語や概念も一様ではないことに留意が必要である。

(注16) フィンランドでは組合員と非組合員との取引とを区分して計算することが求められておらず、剰余金が組合員に還元される限りは、原則として課税所得から控除することが認められる（LEV § 18, Osuuskunnan ja sen jäsenen verotuksesta [16.6.2022]）。ベルギーでは、協同組合の還元金について特別の定めはなく、一般の会社が付与する割引や年度末の払戻しなど各種割引等と同様に扱われる。

なお、アメリカのIRC第521条の農業協同組合等の場合には、施設の賃貸収入や受取配当金な

ど利用者等との取引に基づかない利益についても組合員に分配することが認められている。

(注17) フランスの農業協同組合の加工または販売のための子会社から受け取った利益については、その販売等に起因したものであれば、組合員の販売高等に比例して組合員に分配したものは、課税所得から控除することが可能になっている（CGI.art.207）。

(注18) イタリア、スペイン、フランス、ポルトガルやイギリス、それにアメリカのIRC第521条の農業協同組合などがこれに当たる。

(3) 積立金についての課税上の取扱い

協同組合の場合、組合員に対して分配することができない組合員との取引に起因しない剰余金（利益）が発生するとともに、各国の協同組合法は協同組合に対し法律に基づく法定準備金（義務的積立金）の積立てを課している。

スペイン、イタリアそれにポルトガル等においては、主として組合員には帰属しない利益の留保、すなわち不分割ないしは不分配積立金という性格を考慮して、課税上の優遇措置とみられる措置が講じられている。

例えば、スペインでは、義務的積立金（剰余金の20%以上）に充当された金額の50%、教育振興基金への積立て（剰余金の5%以上）についてはその100%を課税所得からの控除を認めるほか、農業協同組合など特定のセクターで活動し、そのメンバーの財政力の乏しさと相互主義の原則（mutual principle）に従って運営されている協同組合は、一般の協同組合より優遇され、法人税額の50%が免除されるなどの恩恵を受ける（LRFC § 7~12, § 34）。

ポルトガルでは、前述のように一定の協

同組合については、第三者との取引や協同組合活動以外の利益を除き法人税を免除される（EBF § 66a(1)）ほか、協同組合法に規定する教育訓練準備金のための費用は、課税所得の計算上その120%相当額が控除される（EBF § 66a(7)）。

また、イタリアでも協同組合振興基金への拠出額については、課税所得から控除することが認められ、法定準備金（不分割）への充当額については10%の軽減税率が適用されるほか、法定限度を超えた利率による出資配当をしない、準備金を組合間で分配できないなど、一定の要件を満たす協同組合の場合には解散時も含め不分割となっている積立金への充当額の一定割合は、課税所得から控除される。^(注19)

なお、フランスでは、社会的協同組合の不分割積立金への充当額および労働者協同組合の投資準備金への充当額については、課税所得からの控除が認められている（CGI art.209Ⅷ, 237bisA）。

(注19) 現在この割合は57%で、近年その割合が縮減されてきている。なお、消費生活協同組合：32%、農業協同組合：77%、社会的協同組合：97%となっている（Emmolo (2019) p.8）。

(4) 労働者協同組合（生産協同組合）の組合員と所得課税

労働者協同組合（生産協同組合）と労働に従事する組合員との関係は、結社関係に基づくもので、労働に従事する組合員の義務も権利も組合員たる地位によって生じ、伝統的な賃金労働者とも自営業者とも異なっている。このため、税務上、組合員に支払

う従事分量配当などをどのように取り扱うかは、わが国だけではなく海外においても単純・明解というわけではない。

伝統的な賃金労働者とも自営業者とも異なっているということは、ある意味では両者の性格を兼ね備えているともいえ、従事した労働の対価として受け取るものは、「給与所得」とする国と、「給与所得」とするか組合員個人の「事業所得」とするかを選択できるようにしている国とに分けることができるように思われる。

前者の例は、スペイン、イタリア、ポルトガル、フランスなどであり、後者の例としてはアメリカ、イギリスなどをあげることができる。

スペインでは労働に従事する組合員は、組合の活動への参加の程度に応じて剰余金を前払いの形で定期的に受け取る権利が与えられており（Ley 27/1999, art.18 para.4）、受け取った前払金は、法律上は給与ではないが税務上は給与と同じ扱いを受ける（ただし、当該組合の活動部門の地域の通常の報酬を超えない金額についてであり、それを超えるものは出資に対する配当とみなされる^(注20)）。

同様に、イタリアの労働者協同組合にあつては、労働に従事する組合員に対して支払われるものは、現在の賃金の20%を上限として課税所得からの控除が認められ、その限度を超える部分は利益の分配として所得からの控除が認められない（DPR, art.11 para.3, Alguacil-Mari (2022)）。

フランスの労働者協同組合の場合には、法律上の義務として、剰余金の25%以上は

労働者組合員と非組合員の労働者の両方に対し、その賃金や労働時間等を基準に還元すべきこととされている (Loi n° 78-763, art.33 al.3)。

一方、ポルトガルの労働者協同組合にあっては、労働者組合員が生み出した剰余金は労働量に比例して労働者組合員に分配することができ、課税所得から控除できるが、非組合員労働者が生み出した剰余金 (組合員に準じて生産量に比例して計算) は分配できず義務積立金に充当しなければならないこととされている^(注21)。

以上紹介した国の場合、労働者協同組合の労働に応じた剰余金の還元は、組合員にあっては労働の報酬として課税上は取り扱われることになる。一方、アメリカやイギリスなどの英米法の国では、名称使用の制限の問題が残るが、協同組合を組成する場合の法形態は柔軟であり、選択する法律形態によっては課税上の取扱いが異なる場合がある。もっとも、イギリスの場合、登記協同組合の形態をとる場合には、剰余 (利益) を組合員に分配する方法は配当とボーナスの2つの方法があり、労働に従事した割合に応じて組合員に対して還元する場合には、ボーナスとなるので、以上の国々と異なることはないが、社会保険料の負担や所得税の負担額を軽減するために柔軟性 (ボーナスとするか配当とするか) をもった分配を行うことがあるようである^(注22)。

アメリカの場合、さまざまな法形態で協同組合を組成することが可能であり、連邦の内国歳入法 (IRC) のサブチャプター T

(§ 1381~§ 1388) は協同組合の課税上の取扱いを定めているが、協同組合が何であるかの定義は置かず、協同組合的基礎に基づき運営されている (operating on a cooperative basis) ものであれば、いかなる法人 (法人とみなされるものを含む) であってもサブチャプター T に基づく課税上の取扱いを受け^(注23)ることができる。労働者協同組合の場合の多くは、州法に基づく協同組合法人か LLC であり、いずれの場合にも提供した労働に応じた利益の分配 (patronage refunds or patronage dividends) であれば、法人税の課税所得からの控除が認められる。なお、LLC のメンバーは、通常、従業員 (employees) とはみなされず、利益の分配は自営業税の^(注24)対象となる。

しかし、協同組合法人である労働者協同組合の場合、労働者組合員の協同組合との関係性に起因し、複雑な問題をはらんでいる。通常、法人である労働者協同組合から受け取る還元金 (patronage refunds) は、雇用税 (payroll tax) が課されない自営業以外の所得 (ordinary income) として課税される (Haber (2018)) が、労働者組合員が patronage refunds 以外に市場ベースでの給与 (特に確定給与の支払い) を受けない場合には、還元金は自営業税の対象となる可能性があることは否定できない (Wilson (2008)、Haber (2018))。

(注20) LRFC, art.15 para.2・art.18 para.1・art.28 para.1、Alguacil-Marí (2015)、Herrera (2020)。なお、特別に保護される労働者協同組合は、無期限雇用労働者の数が組合員の10%を超えてはならず、かつ、前払金および剰余金の還元を含めた労働者組合員の報酬が同一セクター部門の

平均の報酬の2倍を超える場合にはその資格を失うこととされている (LRFC, art.8)。

(注21) Decreto-Lei n.º 309/81, de 16 de Novembro, Art. 9º。なお、非正規労働者の75%以上が組合員で、かつ、組合員の75%以上が正規労働者である労働者協同組合にあっては、組合の全ての所得が法人税を免除される。一方、労働に応じて剰余金から分配を受けた金額は、労働者組合員の労働収入として課税される (EBF § 66a (2), Meira & Ramos (2020) p.15)。

(注22) CTM40530, CTM40515, *Dividends in Worker Co-ops*.

(注23) アメリカでは、協同組合は、どのような事業体でも協同組合として運営でき、また協同組合として活動するためには課税上の地位であるIRCのサブチャプターTを選択する必要はない。

(注24) *Choice of Entity*, Co-opLaw.org.
<https://www.co-oplaw.org/knowledge-base/entity/> (2022年8月1日最終アクセス)

3 わが国の協同組合に対する課税をめぐる問題と改善の方向

(1) 剰余金の分配の形態と課税時期

わが国の場合も組合員との取引に起因して生じた剰余金のうち、事業分量配当として組合員に分配した金額は、前述のように協同組合の法人税の課税所得から控除することが認められ、消費生活協同組合の組合員を除き、受け取った組合員レベルでは、課税所得を構成することになる。この点は、一部のものを除き海外の協同組合の組合員に対する剰余金の還元 (patronage refunds or patronage dividends) と共通するといえる。

わが国の法人税法における事業分量配当の損金算入制度にあっても、組合員との取引に起因した剰余金の全額を組合員に取引

高に応じて還元するのであれば、当該剰余金については法人税の課税を免れることができる。これによって二重課税を防止することが可能であり、この考えを推し進めれば、海外の例にあるようにパス・スルー課税を制度として導入することは、課税回避のために法人形態を濫用する弊害を防止できる限り、論理的には可能であろう。

わが国では、法人税の課税対象を法人か否かによっていて、法人の場合にはパス・スルー課税制度は導入されていないが、2005年の有限責任事業組合契約に関する法律 (平成17年法律40号) に基づく有限責任事業組合についてのパス・スルー課税の仕組みを協同組合に選択的に拡大することは技術的には不可能ではないはずである。^(注25)

この場合、法人税の課税所得から控除する時期と組合員に対する所得課税の時期をどうするかという問題があるが、これは技術的な問題にすぎないので、直ちに現金等で分配しない場合には組合員ごとに受け取るべき額を明らかにしたうえで、アメリカのIRCのサブチャプターTのような取扱いをすれば理論的には解決できるであろう。多種多様な事業を兼営するわが国の総合農協のような場合には、こうした扱いが機能しないように思われるが、少なくとも同じ性格の事業者でつくる専門農協のような場合には有効に機能するように思われる。

また、法人税と所得税の課税時期のずれに関しては、実際に組合員に分配するまでの留保金 (積立金) に対する利子相当額の法人税の付加税を徴するというのも技術的

には可能であろう。^(注26)

それとあわせて、紙幅の関係で説明はしなかったが、海外の事例にもあるように事業分量配当を現金以外の形態で認める、例えば出資として割り当て、出資として割り当てたものは払戻しが行われるまでは組合員に対する所得課税は行わないということも考えられ、資本調達の方法が原則的に組合員に限定されている協同組合にあっては検討されても良いであろう。

以上は、組合員に帰属すべき剰余金(surplus)についての課題であるが、協同組合には組合員との取引に起因せずに生じた利益(profit)というものがあり、これをどのように取り扱うべきかは、協同組合の法的な性格をどうとらえるかを含めて大きな課題の一つといえる。現在、この利益に関しては、他の企業と同様に法人税の課税所得を構成するが、協同組合に関する理論的な側面からするとこれは組合員に分配すべき性格のものではない。そうだとすれば、海外の例にもあるように解散(また他の法人形態への組織転換)の際にも組合員に対して分配することができない不分割積立金への積立てを義務付けるとともに、当該積立金への充当額は課税所得から控除する制度を積極的に検討すべきであろう。

(注25) 出資額を限度に組合員の有限責任を認める限り、法人と実質的に異なるところはない。

(注26) シャアップ税制使節団の勧告は、戦後の新税制に関する勧告であるが、法人擬制説の視点で各事業年度の所得に対する課税に加えて株主に配当せずに企業が留保した利益の累積額に対する利子付加税を提案している(高石末吉『党書終戦財政始末〈第19巻〉』[1971年・大蔵財務協会]450頁)。1950年の法人税法の一部を改正する法

律(昭和25年法律72号)は、所得に対する法人税率35%のほかに積立金の増加額に対し2%の法人税を課す内容の改正を行っている。

(2) 生産協同組合をめぐる課税上の混乱

漁業生産組合、生産森林組合、農事組合法人(農業経営以外の事業を行うものを除く)、企業組合および労働者協同組合は、いわゆる生産協同組合であるが、これら組合の従事分量配当については、前述のように一様ではない。

生産協同組合は、それ自体が1個の企業体であり、組合員は組合に加入することで事業者としての独立性を失い、組合契約によって、組合員たる地位を取得し、かつ、組合事業に従事することにより所得を得ることになる。したがって、形式的には一般の勤労者が雇用契約を締結して労働を提供することにより報酬を受ける場合とは異なる。^(注27)

生産協同組合における労務の提供は、理念的には、労働力を第三者に売って対価を得る労働契約に基づくものではないので、組合員は一般のサラリーマンでもなく、また独立した自営業者としての労務提供者でもないことになる。

しかしながら、逆にいえば、組合員の労務の提供は、これら両方の性格をもっているともいえるので、アメリカでも依然として議論が残るように、生産協同組合の構成員の受け取る剰余金の還元(patronage dividends=従事分量配当)を組合員の一般の個人所得として課税するか自営業の所得として課税するかという問題がつかまとう

ことになる。とりわけ生産協同組合はここで述べた理念に沿ったものでなければならぬだけでなく、組合員が依然として事業用の資産を所有して依然として事業者の地位を保ったままであるケースと事業者の地位を全く失っているケースとでは、組合と組合員との実質的な関係も異なるはずである。

わが国で企業組合に対する課税が問題となってきたのは、戦後、個人事業者が所得税の負担を免れるために企業組合という法人組織を濫用したことによるものであるが(福田(2016))、企業組合の組合員が単に組合の従業員である限り、従事分量配当は、社会保険料等の対象とするか否かの整理の問題が残るものの、法人税法上は損金算入を認めるとともに組合員にあっては「配当」以外の労働に対する対価として取り扱われるべきである。

労協法に基づく労働者協同組合の場合には、従業員組合員と労働契約の締結義務があり、従業員組合員は一般企業のサラリーマンと同様に扱われることになるが、従事分量配当については、あらかじめ例えば業績に応じて行うことが義務として存在している限りにおいて、賞与として損金に算入することを認めることは可能であろう。なお、この場合、当然ながら従業員組合員が生み出した利益が限度になるが、スペインの例のように一定の制限を課すか、フランスのように非組合員従業員にも剰余金を分配するようにするかは検討が必要であろう。

ところで、前述のように農事組合法人等

の生産協同組合の場合、組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給しないものに限って、事業分量配当の損金算入が認められ、配当を受け取った組合員は農業等の事業所得として課税される。立ち上げばかりの生産協同組合の場合、事業に従事する組合員に最低賃金等を支払うこともできないという事情もあろうし、事業が順調にいった段階で正規の労働者として雇用契約を締結することがあり得るので、実務的にはこうした取扱いで不都合はないといえるかも知れない。しかしながら、この場合、法人税法上は協同組合ではなくなるため事業分量配当の支払いに関しては企業組合や労働者協同組合と同じく配当所得の扱いになってしまう。

生産協同組合の理念に即していえば、このようなわが国の生産協同組合に対する課税上の取扱いは、協同組合法の設計思想を無視するものでしかなく、従事分量配当については法人税の課税所得からの控除を認めるとともに配当を受けた組合員に対しては実態に応じて給与収入とするか事業所得とするかの選択的適用を認める制度設計にすることが妥当であろう。

また、従事分量配当は、何も生産協同組合に限ったものではなく、例えば農業協同組合が行う農村工業事業に従事する組合員に対して行うことが認められても良いであろう。

(注27) こうした意味では労働者協同組合が組合員との雇用契約の締結を義務付けることは、理論

的には疑問が残る。

おわりに

各国の協同組合法が、その国の経済、社会および政治的な事情の反映であるように、また協同組合に関する税制もそれぞれの歴史的な背景を伴ったものであり、各国の税制を比較して単純にその優劣や是非を論ずべきものではない。

しかし、細かな点を除けば、株式会社に代表される資本をベースとする企業とは異なる法制度のもとにある協同組合については、海外においても税制に関してもその組織的な特質・性格の違いの考慮に基づいて株式会社等とは異なる取扱いが行われている。そうだとすると海外の税制を参考にわが国の協同組合に関する税制を見直すことにも合理性があるといえよう。

なお、税制に関する問題は、税制だけで完結しているものではなく、協同組合法自体の改正も必要となるものも少なくない。また、とりわけ生産協同組合における従事分量配当に関しては、その損金算入の前提条件、所得税法上の区分、社会保障制度上の取扱いをどうするかなど、税制とあわせて整理されなければならない論点が多岐にわたって存在している。

生産協同組合における労働に関しては、賃金労働でも自営業でもない、もう一つの労働形態であることを認める法整備が急務(Nikolaou (2018)) という意見があるが、わが国においてまず求められるのは、協同組

合法の理念と税法の取扱いが著しくかい離している従事分量配当に関しての取扱いの見直しであろう。そしてこれに関しては、実質課税の考え方から安易に整理するのではなく、協同組合法における従事分量配当の設計思想に即して税制を設計することが望まれ、もし課税上の弊害の虞があるのであれば、その弊害を防止するための仕組みを導入することであろう。

【略称】

農協法=農業協同組合法
中協法=中小企業等協同組合法
労協法=労働者協同組合法
法基通=法人税基本通達
CTM=Company Taxation Manual (HMRC internal manual). (イギリス法人税マニュアル)
CTA=Corporation Tax Act. (イギリスの法人税法)
CCA=Canada Cooperatives Act. (カナダの連邦協同組合法)
CGI=Code général des impôts. (フランスの一般税法)
DPR=Decreto del Presidente della Repubblica del 22/07/1998 n. 322. (イタリアの1998年7月22日の共和国大統領令第322号; 所得税等に係る申告書の提出手続を定めた規則)
EBF=Estatuto dos Benefícios Fiscais (art. 66° -A: Benefícios às Cooperativas). (ポルトガルの税制上の優遇措置)
ITA=Income Tax Act. (カナダの所得税法)
IRC=Internal Revenue Code. (アメリカの内国歳入法)
LEV=Laki elinkeinotulon verottamisesta. (フィンランドの事業所得税に関する法律)
Ley 27/1999=Ley 27/1999, de 16 de julio, de Cooperativas. (スペインの協同組合法)
Loi n° 78-763 =Loi n° 78-763 du 19 juillet 1978 portant statut des sociétés coopératives de production. (フランスの労働者協同組合法)
LRFCLey sobre Régimen Fiscal de las Cooperativas (Ley 20/1990, de 19 de diciembre). (スペインの協同組合税制)

<参考文献>

• Alguacil-Marí, P. (2015), "LA FISCALIDAD DE

- LOS INGRESOS DE LAS COOPERATIVAS DE TRABAJADORES Y SUS MIEMBROS, Y LA FISCALIDAD DE LAS SOCIEDADES LABORALES,” IX Congreso Internacional Rulescoop.
http://sedici.unlp.edu.ar/bitstream/handle/10915/50531/Documento_completo.pdf?sequence=1 (2022年8月1日最終アクセス)
- Alguacil-Marí, P. (guest editor) (2022), “Special issue on taxation,” *International Journal of Cooperative Law (IJCL)*, Issue IV.
<https://iuscooperativum.org/wp-content/uploads/2022/03/Issue-4-2022.pdf> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Azcoaga Ibarra, M. (2014), “Tax treatment of cooperatives and EU State aid policy,” *Revista vasca de economía social = Gizarte ekonomia en euskal aldizkaria*, (11), pp.103-142.
<http://hdl.handle.net/10810/46785> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Cracogna, D., A. Fici, & H. Henry (eds.) (2013), *International Handbook of Cooperative Law*, Springer, Berlin, Heidelberg.
 - “Dividends in Worker Co-ops,” Co-operative Assistance Network Limited.
<https://www.can.coop/index.php/products-services/starting-a-co-op-or-social-enterprise/setting-it-up-for-you-starting-a-co-op-or-social-enterprise/259-dividends-in-worker-co-ops> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Emmolo, E. (2019), “LEGAL FRAMEWORK ANALYSIS NATIONAL REPORT: ITALY,” ICA-EU PARTNERSHIP, #coops4dev.
<https://coops4dev.coop/sites/default/files/2021-03/Italy%20Legal%20Framework%20Analysis%20Report%20.pdf> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Fajardo-García, G. et al. (2017), *Principles of European Cooperative Law (PECOL)*, Intersentia.
 - Fontanari, E. & C. Borzaga (2015), “Do Co-operatives Really Pay Less in Taxes?,” Euricse.
<https://euricse.eu/do-co-operatives-really-pay-less-in-taxes/> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Haber, M. (2018), “How The 1 Percent Pays Taxes; How The 99 Percent Could: The Subchapter T Worker Cooperative Tax Loophole,” *26 J. L. & Pol’y* 267.
<https://brooklynworks.brooklaw.edu/jlp/vol26/iss1/15> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Herrera, C. (2020), “IRPF 2019: Cómo tributan las rentas que paga la cooperativa a sus socios trabajadores.”
<https://blog.fevecta.coop/irpf-2019/> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Hiez, D. (2017), “Introduction,” In G. Fajardo-García et al. (Authors), *Principles of European Cooperative Law*, pp.1-16, Intersentia.
 - Mayer, B. (2018), “Worker Co-ops Operating Under Subchapter T and the New Tax Law.”
<https://www.wegnercpas.com/worker-co-ops-operating-under-subchapter-t-and-the-new-tax-law/> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Meira, D. & M.E. Ramos (2020), “LEGAL FRAMEWORK ANALYSIS NATIONAL REPORT: PORTUGAL,” ICA-EU PARTNERSHIP, #coops4dev.
<https://coops4dev.coop/sites/default/files/2021-03/Portugal%20Legal%20Frameworks%20Analysis%20Report%20.pdf> (2022年8月1日最終アクセス)
 - Nikolaou, K. (2018), “SOCIAL AND LEGAL ASPECTS OF THE CO-OPERATIVE LABOR,” Conference: 2nd International Forum on Cooperative Law “Cooperative law and cooperative principles,” ICA - IUS Cooperativum – HOU - UnivSSE Coop, 26-28 September 2018.
https://www.researchgate.net/publication/333448437_SOCIAL_AND_LEGAL_ASPECTS_OF_THE_CO-OPERATIVE_LABOR (2022年8月1日最終アクセス)
 - Petrou, T. (2013), “Canada,” In D. Cracogna, A. Fici, & H. Henry (eds.), *International Handbook of Cooperative Law*, Springer, Berlin, Heidelberg.
 - Torralvo, H. & J. José (2022), “EUROPEAN TAXATION OF COOPERATIVES: AN EXAMINATION OF THE POSSIBILITIES OFFERED BY THE NEW CONCEPT OF LIMITED PROFITABILITY,” *International Journal of Cooperative Law (IJCL)*, Issue IV, Special issue on taxation.
 - Wilson, G. R. (2008), “Taxation of Patronage Dividends from Worker Cooperatives: Are They Subject to Employment Tax?.”
[http://gwilson.com/documents/Article4\(PatronageDivTax\).pdf](http://gwilson.com/documents/Article4(PatronageDivTax).pdf) (2022年8月1日最終アクセス)

- 明田作 (2012) 「EU競争法における国家補助と協同組合—協同組合税制と国家補助問題—」『農林金融』9月号
- 明田作 (2013) 「協同組合税制の現状と展望」『にじ—協同組合研究誌—』第641号
- 石黒駿 (2021) 「ワーカーズ・コレクティブの組合員の労基法上の労働者性—企業組合ワーカーズ・コレクティブ 轍・東村山事件—〔割増賃金請求事件〕」『ジュリスト』第1553号
- 坂井一雄 (2015) 「小規模企業に対する課税のあり

方について—小規模企業に対するパス・スルー課税の検討を中心に—」『税務大学校論叢』第81号

- 長谷部啓 (2007) 「パス・スルー課税のあり方—組合事業における組合員の課税関係とその諸問題—」『税務大学校論叢』第56号
- 福田善行 (2016) 「実質所得者課税に関する一考察—所得税における所得の帰属判定を中心に—」『税務大学校論叢』第84号

(あけだ つくる)



多様性と包摂の社会実装

近年、多様性と包摂(D&I)を進めると宣言し、新たにダイバーシティセンターを設置する大学が増えている。ダイバーシティセンターは、女子学生、留学生、障害学生、トランスジェンダー学生などからの相談への対応、学内の環境整備、合理的配慮などを提供し、啓発や研修プログラムを提供している。一方企業においては、多様な人材・能力を積極的に生かすことが企業戦略に欠かせないという考えが浸透し、ダイバーシティ経営の重要性が語られるようになって久しい。女性、外国人、多様な人種、障害者、トランスジェンダーにとって働きやすい環境を整備した企業は高い競争力を獲得できるという考え方だ。しかし、日本は女性にとって働きやすい社会といえるだろうか。外国人にとってはどうか。障害者にとってはどうか。残念ながらとてもそうは思えない。グローバル企業は高度技能人材の獲得競争を行っている。世界トップランクの大学も研究者の争奪を繰り返している。給与、福利厚生、働き方の自由度、気候、安全、食べ物などは、オファーを受けるかどうかの最も重要な条件だろうが、それにも増して、自分が働くことになる組織、自分と家族が暮らすことになる地域、自分の子どもが通う学校における多様性と包摂のレベルは、高度技能移民にとっては、どこで働くかを定めるうえで非常に重要な考慮点となる。その結果、日本のような移民の受け入れ一般に関しては消極的な国でさえも、外国人にとって働きやすい社会、生活しやすい社会、学びやすい社会を作ることが急務となる。

障害者の包摂の話をするつもりが、前置きが長くなった。といっても、障害は専門分野である以前に、私自身が障害者だ。視力を失ってからもう50年になる。中途障害の最初の関門は、リスタートへの前向きな気持ちを持てるかだ。新しい自分は、最初は本当に何もできなくて、切なくなったり腹立たしく感じたりする。だが、そのうち、一つ一つできることが増えていく。点字が読めるようになったとき、近くの店まで白杖を使って歩いていけるようになったとき、パソコンで文章を読み書きできるようになったとき、大きな喜びがあった。そういう喜びは50年後のいまもしばしば経験する。

ところで、そういう経験は新しいスキルの習得や、新しいテクノロジーによりもたらされたのかというと、それだけではない。社会の環境整備が整ってきたことによるところが大きい。国連は2006年に障害者権利条約を採択した。この条約の根幹に障害の社会モデルがある。障害の社会モデルは、障害は、心身の機能的障害と社会的障壁の相互作用により生じるという考え方だ。紙に印刷された会議資料、雑誌、本を前にしたときに、私は視覚障害者となる。一人で外出し、道に迷ったときや、駅の改札がわからないときも同じだ。一方、電子書籍をスマートフォンの音声読み上げ機能で読んでいるときや、パソコンでオンラインショッピングしているときには私は障害者ではない。私にとっての障害は、環境が障壁として立ち現れたときにだけ経験され、障壁のないときには消えてしまう。私は講演で「悪夢なもの」というスライドを見せることがある。こんなものがあつたら悪夢でしかないというもののリストだ。階段のない2階建て住宅。エレベータのないタワーマンション。3秒で赤信号になる横断歩道。街灯のない道。まあいくらでも列挙できる。こうした悪夢なものにぶつかったら、だれもがそれを障害と意識するかというと、そうはならない。こんなばかなことがあるはずがない、きっと悪夢にうなされているのだ。そう思うことだろう。人の特性分布の平均近くにいれば、あらかじめ環境はそこにいる人々のために調整されている。だから環境障壁にぶつかったときに、悪夢と思うのが健常者で、障害を経験するのが障害者だということもできるだろう。

多様性と包摂をめざす社会は、人の多様性に環境をどこまでも柔軟に対応していく社会でなければならない。普通このぐらいが限度だろうとか、このぐらいが相場などと、簡単に諦めてはいけない。多様性と包摂の社会実装は、差別禁止法と環境整備法を車の両輪として進めていくことが肝要だ。昨年改正された障害者差別解消法が一方の車輪であり、新バリアフリー法のような交通機関や建物の障壁除去を進める法制度や、障害者総合支援法などの人的支援を提供する法制度はもう一方の車輪だ。多様性と包摂をどこまでもどこまでも進めていきたいと思う。

(内閣府障害者政策委員会 委員長 石川 准・いしかわ じゅん)



丸山康司・西城戸誠 編

『どうすれば
エネルギー転換は
うまくいくのか』

本書は、エネルギー基盤を化石燃料や枯渇性資源から持続可能なものへと転換する「エネルギー転換」について、どうすればうまくいくのかを問うものである。

2015年の気候変動枠組条約パリ協定の締結以降、国際的に脱炭素化の動きが加速しており、再生可能エネルギー（以下「再エネ」）のコストが大幅に下がってきたこともあいまって、日本でもエネルギー転換が進みつつある。一方でエネルギー転換は、ある問題解決が別の問題を引き起こすという「やっかいな問題」の側面がある。例えば再エネ設備が立地地域の自然環境や生活環境に影響を及ぼしたり、事業計画への賛否が地域社会の分断をもたらしたり、といったトラブルが報告されている。これらの問題について、社会的受容性、とくに「コミュニティ的受容」の観点から解決の糸口を探るのが、本書の主な目的である。

各章の概要は、以下のとおりである。まず第Ⅰ部では、再エネの導入に伴う地域トラブルの状況と社会的受容に向けた課題が取り上げられる。第1章では、太陽光発電の地域トラブルの発生状況と国・自治体の対応状況が整理され、第2章では、風力発電の景観や騒音等の問題に関する調査結果が報告される。とくに風力発電所の音の不

快感や健康影響に、事業の進め方が関係しているという指摘は、重要と思われる。第3章では、バイオエネルギーについて先行するドイツとイギリスの事例、第4章では、長野県霧ヶ峰高原でのメガソーラー事業が中止に至った経緯、第5章では、風力発電のリスクコミュニケーションのあり方に関する課題が検討される。

第Ⅱ部では、エネルギー転換における地域の試行錯誤が描かれる。第6章では、ドイツのエネルギー転換が、土地利用規制によって市民・地域主導で進められてきたこと、またその受け皿であるエネルギー協同組合について、カーシェアリングなど新たな事業に乗り出す事例が紹介される。スコットランドでも同様に、自治政府の支援プログラムのもと、コミュニティ主導で再エネの導入が進められている（第7章）。まちづくりの一環で風力発電を導入する事例や、コミュニティへの利益配分を重視する事例が特徴的である。第8章では、生活クラブ生協による再エネ事業について、「よそ者」である地域外の事業主体が、どのように地域住民と信頼を構築していったかが検討される。さらに、再エネの導入に限らないエネルギー転換の事例について、第9章ではドイツの老朽化団地再生プロジェクト、第10章では雪冷房、第11章では新利用の事例が紹介される。

政策的・技術的な側面も含め、エネルギー転換に必要な条件や萌芽的な取り組みを取り上げるのが、第Ⅲ部である。第12章では、自治体を対象とした調査の結果から、再エ

ネの導入、トラブルの発生、立地規制等の条例の制定状況がまとめられる。多様なステークホルダーを媒介する「メディエーター」の役割は、トラブルを回避するために重要である（第13章）。メディエーターが、風力発電のゾーニングについてワークショップや社会調査を行い、よりよい意思決定を支援する事例も生まれている。第14章では、脱石炭後の産炭地域の世代内公正に配慮したドイツの「石炭委員会」の取組み、第15章では小規模分散の再エネ電源を調整するデジタル技術、第16章では、くじ引きで選出された参加者が電力供給等の問題を議論し提言する「気候市民会議」のアプローチが紹介される。終章では、各章の内容をまとめるとともに、冒頭のやっかいな問題の解決策として、地域の固有性を尊重しつつ、エネルギー転換か地域かの二項対立を回避し、地域社会の基盤の存続に資するような選択肢を検討することが指摘される。

本書の魅力の一つは、エネルギー転換の問題について、豊富な事例をカバーしている点である。太陽光や風力発電などの再エネはもとより、雪冷房や再エネ電源の調整に関する技術、メディエーターや気候市民会議といった意思決定の手法まで、本書で紹介される事例は実に多様である。

なかでも、再エネの導入に伴う地域トラブルを中心的なテーマの一つにしている点は、特筆すべきだろう。今後さらなる再エネの拡大が求められるなかで、トラブルの頻発はもはや想像に難くない。本書のように、再エネのリスクを含めてエネルギー転

換の課題を捉える視点は、一層重要になると思われる。

またドイツやスコットランドのエネルギー協同組合、国内の生協、森林組合など、エネルギー転換にかかわる主体として、多くの協同組合が取り上げられている点も興味深い。農協についても、第10章でJAびばいの雪冷房の取組みが紹介されている。協同組合は、民主的運営という点で、コミュニティ的受容に配慮したエネルギー転換の核となるポテンシャルを有しており、今後も検討が期待される。

本書を通じて、さらに整理できる課題も多いように感じた。例えば序章では、コミュニティ的受容の要素として、適切な利益配分をめぐる「分配的正義」、意思決定における「手続き的正義」、地域住民の「信頼」の3つがあがっているが、各事例の要素をこの3つに位置づけてみるだけでも、見通しがよくなるように思う。実際にどのような状態なら、分配的・手続き的正義、信頼が担保されたといえるかは、具体例で判断するほかないし、また3つが成立していなくとも受容が成立する場合には、新たな条件の発見につながりうる。

編者らが専門とする環境社会学は、地域の視点に立った問題解決志向を特徴としている。本書は、今日的な問題を対象に、まさに環境社会学の醍醐味を味わうにふさわしい書籍である。

—新泉社 2022年3月

定価2,640円（税込）392頁—

（研究員 藤田研二郎・ふじた けんじろう）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(43)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(43)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(43)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(44)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(44)
6. 農業協同組合 主要勘定	(44)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(46)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(46)
9. 金融機関別預貯金残高	(47)
10. 金融機関別貸出金残高	(48)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
T E L 03 (6362) 7752
F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2017. 6	64,178,608	2,261,194	40,299,090	26,280,623	60,738,139	10,312,461	9,407,669	106,738,892
2018. 6	67,168,178	1,644,713	34,949,120	28,020,854	51,802,226	11,067,971	12,870,960	103,762,011
2019. 6	66,913,337	1,126,477	32,617,229	21,258,432	52,837,450	17,042,985	9,518,176	100,657,043
2020. 6	66,119,194	679,680	35,724,801	20,131,725	54,739,090	18,178,601	9,474,259	102,523,675
2021. 6	65,132,310	331,439	33,972,801	19,886,160	44,970,885	19,980,268	14,599,237	99,436,550
2022. 1	64,369,843	376,853	34,476,811	18,435,980	42,749,267	21,041,092	16,997,168	99,223,507
2	63,824,272	366,967	34,247,397	17,136,795	43,394,328	21,164,249	16,743,264	98,438,636
3	63,729,429	363,780	36,134,950	17,171,415	46,963,039	21,241,931	14,851,774	100,228,159
4	64,130,512	360,247	40,093,678	18,859,173	45,190,360	20,055,752	20,479,152	104,584,437
5	63,428,351	349,564	37,378,601	17,859,823	43,927,917	18,854,249	20,514,527	101,156,516
6	64,166,425	348,057	34,680,751	15,849,455	43,122,827	19,391,379	20,831,572	99,195,233

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2022年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	52,118,154	-	3,723,099	74	8,178	-	55,849,504
水産団体	1,962,937	-	146,394	1	37	-	2,109,369
森林団体	2,257	-	5,915	21	209	-	8,401
その他会員	1,279	-	15,634	-	-	-	16,913
会員計	54,084,627	-	3,891,041	95	8,424	-	57,984,187
会員以外の者計	783,488	10,004	517,792	67,588	4,799,015	4,351	6,182,238
合計	54,868,115	10,004	4,408,833	67,683	4,807,439	4,351	64,166,425

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 292,407百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2022年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	1,550,241	24,446	62,596	-	1,637,282
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	64,758	12,465	8,952	-	86,174
	森林団体	1,703	567	3,532	5	5,806
	その他会員	800	190	1,020	-	2,010
	会員小計	1,617,502	37,667	76,099	5	1,731,272
	その他系統団体等小計	185,923	5,317	56,537	-	247,778
計	1,803,425	42,984	132,636	5	1,979,050	
関連産業	4,850,668	71,981	954,275	1,869	5,878,793	
その他	11,299,545	24,987	209,004	-	11,533,536	
合計	17,953,638	139,952	1,295,915	1,874	19,391,379	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2022. 1	8,406,993	55,962,850	64,369,843	-	376,853
2	8,090,249	55,734,023	63,824,272	-	366,967
3	8,036,444	55,692,985	63,729,429	-	363,780
4	8,763,029	55,367,483	64,130,512	-	360,247
5	8,092,998	55,335,353	63,428,351	-	349,564
6	9,297,572	54,868,853	64,166,425	-	348,057
2021. 6	8,443,874	56,688,436	65,132,310	22,980	331,439

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2022. 1	47,268	18,388,711	42,749,267	7,912,507	993	-	94,604
2	80,384	17,056,411	43,394,328	8,135,221	1,994	-	94,450
3	64,994	17,106,421	46,963,039	7,992,279	4	-	129,501
4	38,972	18,820,201	45,190,360	7,986,663	-	-	130,373
5	38,001	17,821,822	43,927,917	8,269,888	-	-	150,875
6	40,449	15,809,006	43,122,827	8,574,568	-	-	139,951
2021. 6	34,655	19,851,505	44,970,885	10,646,470	502	-	49,802

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金		出 資 金
	計	う ち 定 期 性		借 入 金	出 資 金	
2022. 1	68,709,142	67,243,911	779,834	1,754,994	2,435,964	
2	68,827,727	67,075,696	794,246	1,754,294	2,435,964	
3	68,158,788	66,690,761	860,595	1,644,193	2,549,663	
4	68,574,835	67,041,788	859,747	1,641,793	2,549,618	
5	68,264,670	67,026,611	864,209	1,642,193	2,549,618	
6	68,923,759	67,413,534	887,497	1,552,093	2,549,618	
2021. 6	69,595,148	68,007,848	768,759	1,902,786	2,411,412	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2021. 12	45,947,203	63,271,590	109,218,793	696,356	618,560
2022. 1	45,542,747	63,052,130	108,594,877	709,292	633,128
2	46,233,550	62,604,708	108,838,258	700,899	626,927
3	46,421,550	61,920,505	108,342,055	689,211	613,653
4	46,961,713	61,958,471	108,920,184	697,575	622,640
5	46,572,751	62,065,240	108,637,991	716,221	640,873
2021. 5	43,581,968	63,721,497	107,303,465	737,922	657,062

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,283,501	4,040,198	29,153,112	99,223,507
-	1,104,502	4,040,198	29,102,697	98,438,636
-	684,692	4,040,198	31,410,060	100,228,159
1,680,000	1,029,230	4,040,198	33,344,250	104,584,437
1,420,000	879,536	4,040,198	31,038,867	101,156,516
-	1,317,081	4,040,198	29,323,472	99,195,233
-	2,176,643	4,040,198	27,732,980	99,436,550

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
19,724,634	1,220,175	1,677	21,041,092	1,970,000	15,026,176	99,223,507
19,836,308	1,231,532	1,958	21,164,249	1,680,000	15,061,270	98,438,636
19,774,156	1,336,469	1,803	21,241,931	-	14,851,770	100,228,159
18,775,935	1,147,439	2,003	20,055,752	-	20,479,152	104,584,437
17,434,059	1,267,565	1,749	18,854,249	-	20,514,527	101,156,516
17,953,638	1,295,915	1,873	19,391,379	-	20,831,572	99,195,233
18,687,502	1,241,436	1,527	19,980,268	2,552,120	12,046,615	99,436,550

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	計	うち金融 機関貸付金
	計	うち系統					
81,906	42,067,861	41,994,688	70,000	1,546,621	21,058,597	8,625,548	2,157,955
83,306	41,922,977	41,848,466	70,000	1,561,024	21,200,399	8,654,845	2,181,046
99,668	41,272,853	41,196,794	70,000	1,594,596	22,163,947	8,647,462	2,206,338
87,915	41,915,738	41,856,654	30,000	1,593,377	21,004,605	8,569,573	2,207,823
82,107	41,532,222	41,463,331	45,000	1,606,879	21,125,000	8,582,332	2,218,385
82,355	42,083,434	42,018,684	75,000	1,623,298	21,092,601	8,577,614	2,235,056
79,880	44,304,597	44,243,960	45,000	1,403,741	19,912,837	8,513,993	2,066,404

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		計	うち公庫 (農)貸付金	
	計	うち系統	計	うち国債			
494,361	81,747,997	81,491,616	5,137,962	1,968,153	22,985,422	123,960	563
449,923	80,902,959	80,637,541	5,373,765	2,172,974	22,999,689	123,571	563
415,014	81,139,908	80,855,169	5,501,416	2,286,268	23,053,134	123,118	563
436,869	80,456,885	80,142,637	5,552,764	2,330,038	23,156,045	124,156	563
456,028	80,936,385	80,620,327	5,631,558	2,371,237	23,215,428	125,267	552
442,362	80,415,657	80,086,909	5,683,993	2,387,511	23,360,457	125,953	552
436,681	80,690,333	80,432,638	4,812,011	1,894,510	22,635,505	132,593	563

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2022. 3	2,463,092	1,624,114	74,694	58,371	19,222	1,988,820	1,969,148	84,138	464,352
4	2,457,013	1,626,869	76,874	58,372	18,423	1,978,305	1,956,877	84,687	468,836
5	2,459,726	1,627,376	76,874	58,372	19,095	1,976,376	1,952,679	85,990	477,976
6	2,466,741	1,625,906	74,974	58,373	18,619	1,979,971	1,957,231	89,249	477,873
2021. 6	2,489,974	1,695,151	69,455	58,280	18,880	2,024,264	2,003,869	77,727	466,972

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2022. 1	794,976	413,715	72,020	46,737	98,523	6,016	817,892	809,603	-	115,140	3,044	75
2	803,417	421,158	71,353	45,826	98,475	5,614	824,996	817,265	-	114,406	3,005	75
3	805,977	421,793	67,265	46,555	97,891	6,156	826,137	818,308	-	112,857	2,944	75
4	798,716	417,734	74,644	48,214	97,884	5,629	828,555	820,816	-	114,597	2,907	75
2021. 4	760,800	402,785	76,667	51,319	98,238	5,656	778,018	768,419	-	124,371	3,742	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2019. 3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220	
	2020. 3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724	
	2021. 3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049	
	高	2021. 6	1,087,511	695,951	4,303,082	3,116,520	669,691	1,597,593	230,440
		7	1,085,712	693,623	4,283,921	3,107,988	668,146	1,594,303	230,443
		8	1,088,294	696,642	4,302,659	3,107,340	667,044	1,601,468	230,914
		9	1,084,363	690,794	4,313,300	3,089,859	664,540	1,597,903	231,356
		10	1,089,695	693,007	4,321,683	3,103,499	668,029	1,604,483	231,778
		11	1,085,954	690,598	4,351,444	3,115,247	667,207	1,602,516	231,434
		12	1,092,188	692,842	4,300,795	3,145,404	672,799	1,610,111	232,675
		2022. 1	1,085,949	687,091	4,359,858	3,123,134	665,962	1,603,150	231,880
		2	1,088,383	688,277	4,367,547	3,134,851	667,506	1,608,712	232,415
3		1,083,421	681,588	4,474,944	3,181,644	670,555	1,588,700	229,806	
4		1,089,202	685,748	4,475,186	3,201,936	679,689	1,618,560	234,145	
5		1,086,380	682,647	4,510,431	3,198,039	675,665	1,613,925	233,397	
6 P	1,098,732	689,238	P 4,406,183	P 3,213,442	P 682,213	1,624,784	235,995		
前 年 同 月 比 増 減 率	2019 3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	
	2020. 3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2	
	2021. 3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8	
	2021. 6	2.2	1.9	3.6	6.3	2.2	4.9	5.2	
	7	2.1	1.6	3.6	6.5	1.4	3.8	4.5	
	8	1.8	1.3	3.7	5.8	0.4	3.2	3.9	
	9	1.8	1.0	3.5	5.3	△0.2	2.7	3.6	
	10	1.6	0.9	4.3	5.1	△0.4	2.7	3.4	
	11	1.5	0.6	3.2	5.1	△0.2	2.4	2.9	
	12	1.3	0.2	3.5	4.8	△0.7	1.9	2.6	
	2022. 1	1.2	0.2	4.1	4.2	△1.3	1.9	2.4	
	2	1.1	0.2	4.1	3.7	△1.5	1.8	2.1	
3	1.4	△0.0	3.3	4.2	△0.7	2.1	2.6		
4	1.3	△0.2	2.7	4.3	△1.0	1.7	2.6		
5	1.2	△0.5	3.0	3.0	1.4	1.6	2.3		
6 P	1.0	△1.0	P 2.4	P 3.1	P 1.9	1.7	2.4		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2019. 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920	
	2020. 3	211,038	63,300	1,966,560	2,192,275	489,890	726,752	118,549	
	2021. 3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299	
	高	2021. 6	219,143	64,476	2,043,438	2,311,217	511,288	784,507	126,588
		7	220,116	64,812	2,033,100	2,320,563	513,378	785,340	126,982
		8	220,707	65,134	2,028,398	2,317,070	512,273	783,020	126,878
		9	220,882	64,168	2,031,036	2,325,910	513,498	786,443	127,646
		10	221,607	64,860	2,020,997	2,330,993	513,709	785,144	127,832
		11	222,048	64,849	2,028,986	2,334,660	513,571	783,304	127,724
		12	221,774	64,708	2,034,068	2,349,043	518,097	788,778	128,650
		2022. 1	221,876	64,676	2,025,427	2,347,127	515,334	784,333	128,403
		2	222,368	64,738	2,035,514	2,352,591	516,372	783,788	128,611
3		223,370	64,411	2,068,312	2,365,386	519,480	788,013	129,855	
4		223,852	63,618	2,046,060	2,368,641	520,597	786,115	129,448	
5		225,227	63,639	2,046,889	2,373,512	521,314	784,492	129,580	
6 P	226,585	63,426	P 2,136,431	P 2,391,488	P 527,958	785,825	129,895		
前	2019. 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8	
	2020. 3	1.8	5.9	1.6	5.3	△5.3	1.0	3.2	
	2021. 3	2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5	
同	2021. 6	3.1	0.0	△3.4	2.8	1.2	4.4	4.5	
	7	3.3	△0.4	△3.1	2.6	0.6	3.1	3.9	
	8	3.4	△0.7	△2.9	2.2	0.2	2.1	3.2	
	9	3.5	△1.1	△2.5	2.5	0.3	1.7	3.2	
	10	3.5	△1.9	△2.4	2.5	0.0	1.2	3.1	
	11	3.6	△1.7	△2.8	2.8	△0.3	1.1	2.9	
	12	3.5	△2.2	△1.6	2.9	△0.2	0.9	3.0	
	2022. 1	3.5	△2.2	△1.7	2.6	△0.7	0.6	2.8	
	2	3.3	△2.1	△1.6	2.6	△0.8	0.4	2.5	
	3	3.4	△1.6	△0.2	3.1	△0.8	0.5	2.8	
	4	3.4	△1.5	△0.6	3.2	△0.7	0.2	2.6	
	5	3.1	△1.7	△0.2	2.7	2.1	△0.0	2.5	
6 P	3.4	△1.6	P 4.6	P 3.5	P 3.3	0.2	2.6		

- (注) 1 表9 注1、注2に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



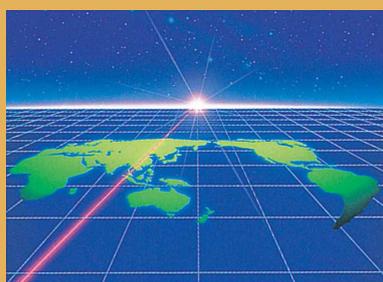
「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「[詳細情報を見る]」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022年9月号第75巻第9号〈通巻919号〉9月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

永井印刷工業株式会社